



令和2年度国の予算編成に向けた提案

令和元年10月

 広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成30年7月豪雨では、発災直後から復旧・復興に向け、砂防・治山など大規模な直轄事業の実施や、平成30年度補正予算による財政措置など迅速な支援を賜り、感謝申し上げます。

本県では、被災された住民の皆様の一日も早い日常の回復が図られるよう、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」の達成に向けて、全力を挙げて、最優先で取り組んでいます。

国におかれましては、公共事業関係費の安定的な確保に加え、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、引き続き被災地への手厚い支援をお願いいたします。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、「Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり」「経済再生と財政健全化の好循環」を掲げ、第4次産業革命による高度な経済と便利で豊かな生活の実現、人生100年時代を見据え誰もが活躍できる社会の構築を目指した取組を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、第4次産業革命を好機とした生産性革命による「ゆとりの創出」、すべての子供が夢を育むことできる社会づくりによる「希望をかなえるための後押し」など、社会環境の変化や県民ニーズを踏まえつつ、「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

本県のような施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和2年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年10月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議長 中本 隆志

目次

1 創造的復興による新たな広島県づくり	
平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン	1
(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生	
① 被災者の生活支援・再建〔内閣府, 文部科学省, 厚生労働省〕	3
(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生	
① 地域経済の再生と新たな発展〔財務省, 経済産業省〕	5
(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生	
① 公共土木施設等の強靱化〔財務省, 国土交通省, 農林水産省〕	7
② 登記手続きの緩和及び適正な土地管理のための取組の推進〔法務省〕	11
③ ため池の総合対策〔総務省, 財務省, 農林水産省〕	15
④ 水道施設の強靱化〔総務省, 厚生労働省, 経済産業省〕	17
⑤ 通勤・通学手段の強靱化〔国土交通省〕	19
⑥ 医療施設等の機能維持の総合対策〔厚生労働省〕	21
(4) 新たな防災対策を支える人の創生	
① 住民の主体的な避難を促す取組の推進〔内閣府, 総務省, 国土交通省〕	23
(5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実〔総務省, 消防庁, 国土交通省〕	25
2 地方創生の推進	
(1) 人づくり革命の推進〔内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	27
(2) 地方の産業競争力の強化	
① Well-to-Wheel評価による取組の加速〔経済産業省, 国土交通省〕	35
② 日本版DMOの推進〔内閣府, 観光庁〕	37
③ サイクルツーリズムの推進〔財務省, 国土交通省〕	41
④ 農業の競争力強化〔財務省, 農林水産省〕	43

3	東京一極集中の是正	
(1)	新たな過疎対策法の制定〔総務省〕	45
(2)	地方分権改革の一層の推進〔内閣府〕	49
(3)	企業等の地方移転の促進〔内閣府, 厚生労働省〕	51
4	安心・安全な暮らしづくり	
(1)	外国人材の受入・共生〔総務省, 法務省, 出入国在留管理庁, 文化庁〕	53
(2)	がん対策の推進〔厚生労働省〕	57
(3)	建築物の耐震化の促進〔総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省〕	59
(4)	米軍機による低空飛行訓練の中止等〔外務省, 防衛省〕	63
5	地方税財源の充実強化	
(1)	安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等〔内閣府, 総務省, 財務省〕	67
(2)	市町の財政基盤の強化〔総務省〕	73
(3)	水道事業の広域連携の推進〔総務省, 厚生労働省〕	75
(4)	下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保〔財務省, 国土交通省〕	77
6	社会資本整備の推進	
(1)	公共事業予算の安定的・持続的な総額確保〔内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省, 農林水産省〕	81
(2)	防災・減災に資する社会資本整備の推進〔内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省, 農林水産省〕	83
(3)	社会資本の適正な維持管理の推進・強化〔総務省, 財務省, 国土交通省〕	93
(4)	道路ネットワークの整備促進等〔財務省, 国土交通省〕	95
(5)	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進〔財務省, 国土交通省〕	103
(6)	物流・交流の拠点となる港湾機能の強化〔内閣府, 国土交通省〕	105
(7)	空港活性化に向けた経営改革の推進等〔国土交通省〕	113

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

復旧・復興に向けて

- 平成30年7月豪雨は、わずか6日間で7月の過去の最大月間降水量を超える雨量を記録するなど、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に襲われ、多くの人的被害や、家屋やインフラといった物的損害など、戦後最大級の被害をもたらした。
- こうした状況から早期に脱却し、再生を果たしていくにあたっては、単に被災前の状態に戻すだけでは、今回の停滞期間による大きな損失を到底埋めることはできない。
- このため、復旧・復興へ向けて、
 - ・ 県民生活や経済活動の日常を取り戻す。
 - ・ 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。これらを実現するために、
 - ・ ピンチをチャンスに変える視点で取り組む。この3つを基本方針とした「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定した。
- プランでは、『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』を目指す姿に位置付け、
 - ①「安心を共に支え合う暮らしの創生」、②「未来に挑戦する産業基盤の創生」
 - ③「将来に向けた強靱なインフラの創生」、④「新たな防災対策を支える人の創生」の4つの柱で施策を展開し、被災された方や、被害を受けられた企業、事業者の方々を、県はもとより、あらゆる主体で支えながら、県民一丸となって取り組んでいくこととしている。
- このため、国において、本県の目指す創造的復興が実現できるよう、適切な対策を講じるとともに、財政面等において、これまで以上の後押しを行うよう強く要望する。

参考 復旧・復興プラン概要

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン

～創造的復興による新たな広島県づくり～

緊急対策

基本方針

- 県民生活と経済活動の日常を早期に取り戻す。
- 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。
これらを実現するために、
- 「ピンチをチャンスに変える」視点で取り組む。

目指す姿

『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』

県民一丸となる合い言葉

『ピンチをチャンスに。見せちゃれ広島の底力！』

安心を共に支え合う暮らしの創生

- ・被災された方々が一日でも早く、日常の生活を取り戻していただけるよう、一人ひとりに寄り添った包括的な支援を行います。
- ・地域住民と行政が一体となって、見守り、共に支え合う、新たな仕組みづくりに取り組みます。

被災者の生活支援・再建

地域支え合いセンター、こころのケアチームによる包括的な生活支援等

児童生徒の学習環境の確保

児童生徒の心のケア、長期休業期間の短縮による授業時間の確保等

災害廃棄物等の早期処理

市町災害廃棄物処理の支援、円滑な処理に向けた広域調整等

未来に挑戦する産業基盤の創生

- ・本県の経済活動を被災前の状態に再生させ、さらに県内企業の新たな発展に向け、集中的な支援を行います。
- ・生産活動の早期再開に加え、担い手の収益性向上や生産基盤の最適化等に取り組む、生産性の高い農林水産業の振興へ誘導します。

地域経済の再生と新たな発展

産金官による被災企業の早期再生、企業の発展を支えるイノベーション力の強化等

観光産業・ひろしまブランドの復興

観光需要を喚起する宿泊支援、広域連携・単独プロモーションの実施等

農林水産業の復興・経営基盤の強化

経営再建に向けた支援、担い手の農地集積や経営能力向上への支援等

将来に向けた強靱なインフラの創生

- ・被災前の構造にこだわることなく被害の発生要因を踏まえた工法の選定などにより必要な強靱化を進めます。
- ・防災・減災に資する新たなまちづくりを市町と連携して進め、住民の安全な居住が誘導されるよう取組を進めます。

公共土木施設等の強靱化

改良復旧等の積極的な活用、被害の発生要因を踏まえた工法選定等

ため池の総合対策

ため池の緊急点検のデータ整理、防災機能の確保と住民の安全対策の推進等

水道施設の強靱化

全水道施設の被災リスクの洗い出し・対策の実施、送水レートの二重化等

通勤・通学手段の強靱化

災害時交通需要マネジメントの検討、災害時公共交通情報提供の促進等

医療施設等の機能維持の総合対策

医療施設の業務継続計画の策定、社会福祉施設の非常災害対策の徹底等

新たな防災対策を支える人の創生

- ・実際の災害時において、自ら判断して避難行動をとるために必要となる条件や要素などについて、防災や行動科学の有識者を交えた検証を行い「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の取組を強化していきます。
- ・防災活動をリードする自主防災組織や人材の育成を図ります。

災害に強い人づくり

適切な避難行動の実践のための方策の検討、自主防災組織の育成強化等

切れ目のない被災者支援

経済活動の早期再生・新たな発展

最速の安全確保とインフラの強靱化

災害復旧・復興本部

災害対策本部

大災害頻発時代における防災対策のあり方・平成30年7月豪雨災害の検証

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生 ① 被災者の生活支援・再建

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 応急仮設住宅の供与期間は発災から2年となっているが、災害関連事業の進捗の状況により、住宅の再建が困難となる被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間の延長に係る財政措置を行うこと。
- 全壊から大規模半壊まで対象となっている被災者生活再建支援制度について、半壊・一部損壊を支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（クーラーの設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。

【提案先省庁：内閣府，文部科学省，厚生労働省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生

① 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の実施

【災害救助法】

○救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

○法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
救助内容	避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・飲料水・生活必需品の給与, 医療, 住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和元年7月3日現在

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
 - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置, トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合280万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかっており、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

令和2年度概算要求等の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
54億円(前年度比101.6%)

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生 ① 地域経済の再生と新たな発展

国への提案事項

中小企業等グループ補助金の延長

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に関して、平成30年7月豪雨災害の被災事業者で、既にグループ認定を行った全ての補助対象事業者の復旧が完了するまで、事業期間を延長し、必要な予算措置を講ずること。

【提案先省庁:財務省, 経済産業省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生 ①地域経済の再生と新たな発展

【復旧に未だ着手できない事例（建設業）】

隣地斜面から土砂が敷地内に流入（発災直後）



現在も土砂撤去作業中（R元.8時点）



現状/広島県の取組（R元.9.26時点）

- 復興事業計画の認定状況
 - ・グループ: 51グループ
 - ・認定事業者数: 1,022者
 - うち補助金希望者数: 788者
- 交付決定の状況
 - ・交付決定事業者数: 534者
- 今年度内に事業完了とならない見込みの事業者
 - ・13者 約4億円(今年度未完了部分のみ)
 - ※今後交付決定予定者も含む
- 今後のスケジュール
 - ・グループ認定: 新規事業者の追加は受付終了
 - ・交付申請: ~10月25日

課題

- 事業者の中には、公共事業等の影響により、復旧に着手できない場合や、移転先を探すのに時間を要している、復旧を段階的に行っている場合などがあり、事業が令和元年度内に完了せず、平成30年度補正予算では対応できない案件がある。
- なお、本県では制度の周知を徹底し、被災企業が漏れなく制度を活用できるように、グループ認定を8月23日まで受け付けており、グループ認定を行った案件については、復旧が完了するまで事業期間を延長する必要がある。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ①公共土木施設等の強靱化

国への提案事項

1 インフラ強靱化のための財政措置及び技術的支援

- 「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき，インフラの強靱化を着実に進めるとともに，地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置（緊急自然災害防止対策事業費）の継続を含め，令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 平成30年7月豪雨災害による被災地の一日も早い復旧・復興に向け，災害復旧事業や改良復旧事業に最優先で取り組む必要があることから，これらの取組に対する財政措置・技術的支援を行うこと。

2 土砂災害箇所での早期復旧と再度災害防止の推進

- 平成30年7月豪雨災害では，県内の広範囲で土砂災害が多数発生しており，早期の復旧と再度災害防止を推進するため，県・市町が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進，直轄による特定緊急砂防事業等の推進について特段の配慮を行うこと。

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

土砂災害防止施設等

砂防， 急傾斜地 崩壊対策	[国直轄] 広島西部山系直轄砂防事業区域内 (広島市安佐北区口田南外3地区) 県からの要望を受け実施する地区 (呉市天応外4地区) [県事業] 坂町小屋浦等177箇所 [市町事業] 江田島市沖美等68箇所
治山対策	[国直轄] 東広島市内(黒瀬・高屋・八本松地区) [県事業] 呉市安浦町中畑外58箇所

改良復旧事業

道路	(主) 呉環状線 災害関連事業
河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業 [市町事業] 普通河川 西福地川 災害関連事業〔三原市〕
砂防	[県事業] 二級河川瀬野川水系ひよき川 災害関連事業

【提案先省庁：財務省，国土交通省，農林水産省】

平成30年7月豪雨 交通ネットワークの被災状況



(写真提供) 中国地方整備局, NEXCO西日本

企業の経済活動や
県民の生活に著しい影響



被災状況 (災害通行規制区間) H30.7.6 23:00時点

道路	高速道路	NEXCO 西日本	山陽自動車道: 県内全線 中国自動車道: 千代田ICから県内以東 広島呉道路: 全線 浜田自動車道: 千代田JCTから県内以北
		本四高速	西瀬戸自動車道: 県内全線
		広島高速道路	広島高速道路: 全線
高速道路 (無料区間)	国土交通省		尾道松江線: 県内全線 東広島・呉自動車道: 全線
一般道	国土交通省		一般国道2号: 東広島～福山 一般国道31号: 坂～呉 一般国道185号: 呉～三原
	広島県		132路線272区間(内片側交互通行65区間) (H30.7.9 17:00時点)
鉄道	JR西日本		山陽線: 笠岡～岩間運休 呉線: 三原～海田市間運休 芸備線: 新見～広島間運休 福塩線: 福山～神辺, 府中～塩町間運休 (H30.7.6 14:45時点)
高速バス	広島電鉄等		広島空港リムジンバス: 運休 都市間高速バス: 運休



**山陽道や広島呉道路など
幹線道路網が寸断
滞る人流と物流**



主要地方道
瀬野川福富本郷線
(東広島市河内町)

JR山陽線
河内～本郷駅間

**道路損壊
軌道敷損壊**



(写真提供) 中国地方整備局



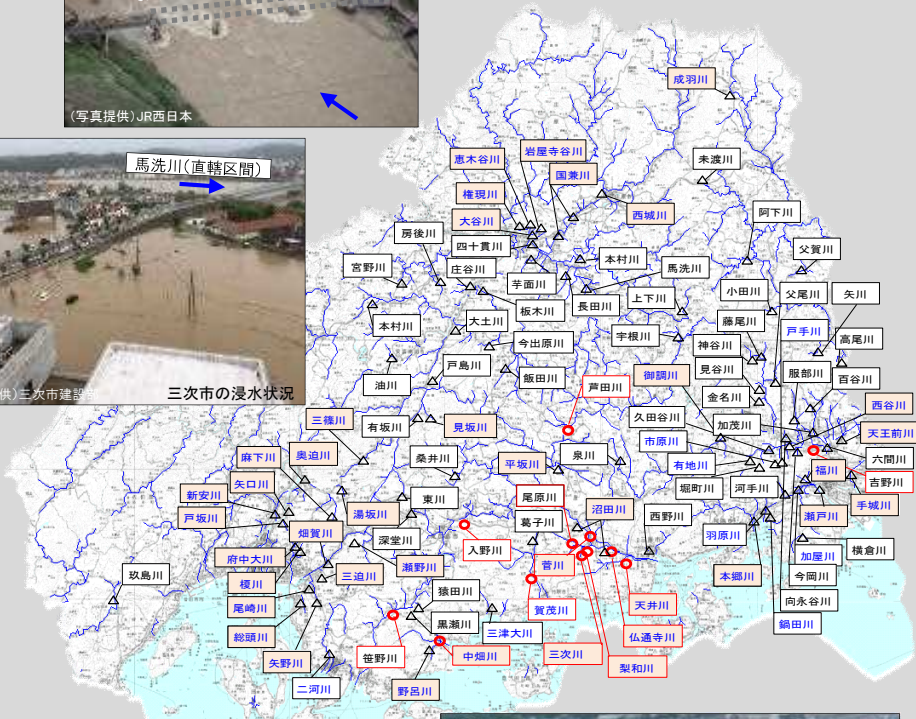
河川・流域下水の被災状況 H31.1時点

【被災状況】

浸水原因別河川数	
破堤	河川数
破堤	12
越水	90

(H31.1広島県河川課調べ)

青	破堤 (床上浸水被害)	6 河川
青	破堤 (家屋浸水被害)	1 河川
黒	破堤 (家屋浸水被害なし)	5 河川
青	越水・溢水 (床上浸水被害)	33 河川
青	越水・溢水 (家屋浸水被害)	8 河川
黒	越水・溢水 (家屋浸水被害なし)	49 河川



【進捗状況】

○ 河道の浚渫・樹木の撤去(沼田川)



○ 破堤箇所の本復旧(中畑川)



○ 河道埋塞土砂の撤去(総頭川)



国土交通省による発災直後からの支援



土砂災害の発生状況

H30.9.7時点 最終報

土砂災害発生状況

土砂災害発生箇所数(※)

1,242 箇所

- | | |
|----|-----------|
| 凡例 | ● 土石流609件 |
| | ● 地すべり 1件 |
| | ● 急傾斜632件 |

※発生件数は土砂災害危険箇所内で土砂災害が発生した箇所、土砂災害危険箇所以外で土砂災害による人的被害及び人家被害等が発生した件数（広島県土木建築局砂防課調べ）

土砂災害による人的被害

計 87 名



広島市安佐北区口田南3丁目【1名死亡】



熊野町川角5丁目【12名死亡】



広島市安芸区上瀬野【4名死亡】



東広島市西条町下三永【3名死亡】



広島市安芸区矢野東7丁目外【12名死亡】

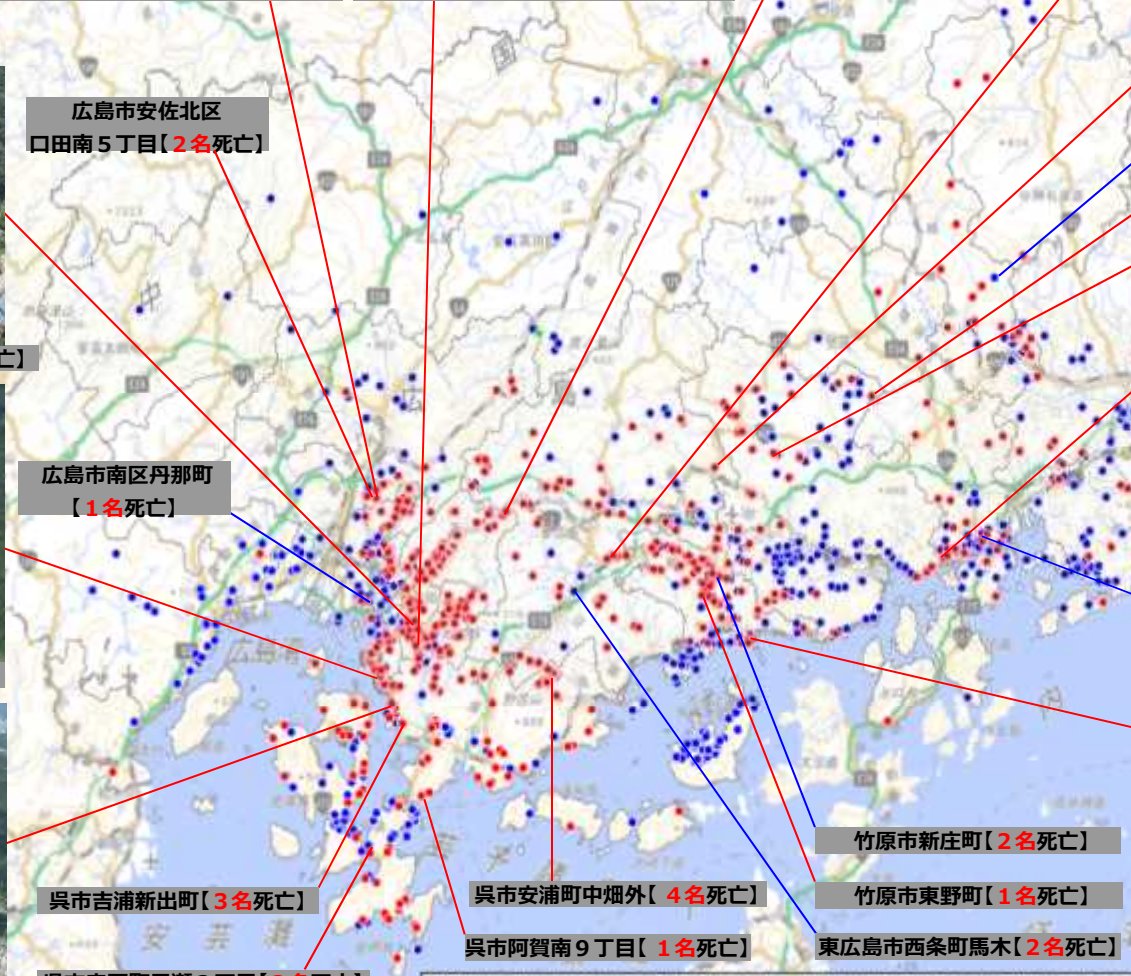
広島市安佐北区口田南5丁目【2名死亡】



広島市南区丹那町【1名死亡】



呉市天応西条外【10名死亡】



東広島市河内町中河内【3名死亡】

府中市木野山町【1名死亡】

三原市久井町【2名死亡】

三原市大和町【2名死亡】



三原市木原6丁目【1名死亡】

尾道市防地町外【2名死亡】



竹原市港町5丁目【1名死亡】

竹原市新庄町【2名死亡】

竹原市東野町【1名死亡】

東広島市西条町馬木【2名死亡】

呉市吉浦新出町【3名死亡】

呉市安浦町中畑外【4名死亡】

呉市阿賀南9丁目【1名死亡】

呉市音戸町早瀬2丁目【2名死亡】

本地図は、国土地理院の電子地形図（タイル）に平成30年7月豪雨での土砂災害に関する被害箇所を追記して作成したものである。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

② 登記手続きの緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

国への提案事項

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

災害関連事業※については、迅速に事業を進める必要があることから、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項を一律に適用し、用地を取得しない土地(残地)について、測量等を省略できるようにすること。

※災害関連緊急事業，激甚災害対策特別緊急事業，災害復旧助成事業

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会において、検討されている民法及び不動産登記法等の改正について、相続登記の義務化など、所有者情報を円滑に把握できるよう、引き続き検討を進め、すみやかに結論を得て制度化すること。

【提案先省庁：法務省】

1 災害関連事業における不動産登記法の取扱いの緩和

現 状

- 公共事業に必要な土地を取得する際に分筆を要する場合、不動産登記規則により、原則として分筆後の土地についても測量する必要がある。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の1筆(通常は残地)について、測量等を省略することが可能とされている。
- ただし、「広大な」、「特別な事情」などの条件について法令等で明確に定められていないため、事案ごとに法務局と協議しながら進めている。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

② 登記手続きの緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

課 題

- 特に、平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生し、膨大な災害関連事業を迅速に実施する必要が生じているが、被災箇所が多くは、地形が急峻であり、一筆の面積が広大な土地もあることから、境界確定や測量に時間を要している。
- 不動産登記規則取扱準則第72条第2項が適用されれば、測量業務等の一部を省略することが可能となるが、事案ごとに事前協議が必要であり、また、その取扱いが異なるなど統一した取扱いが図られていない。

1 災害関連事業における不動産登記法の取扱いの緩和

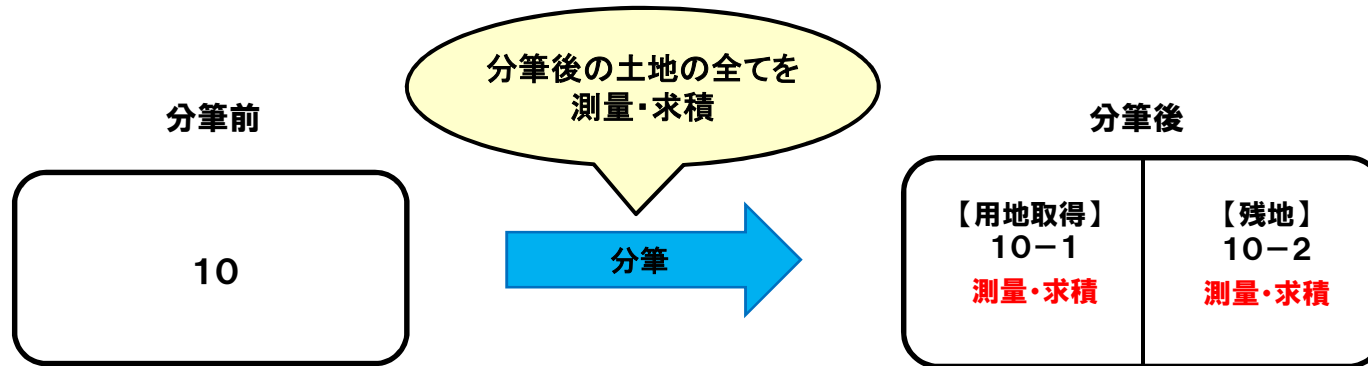
1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

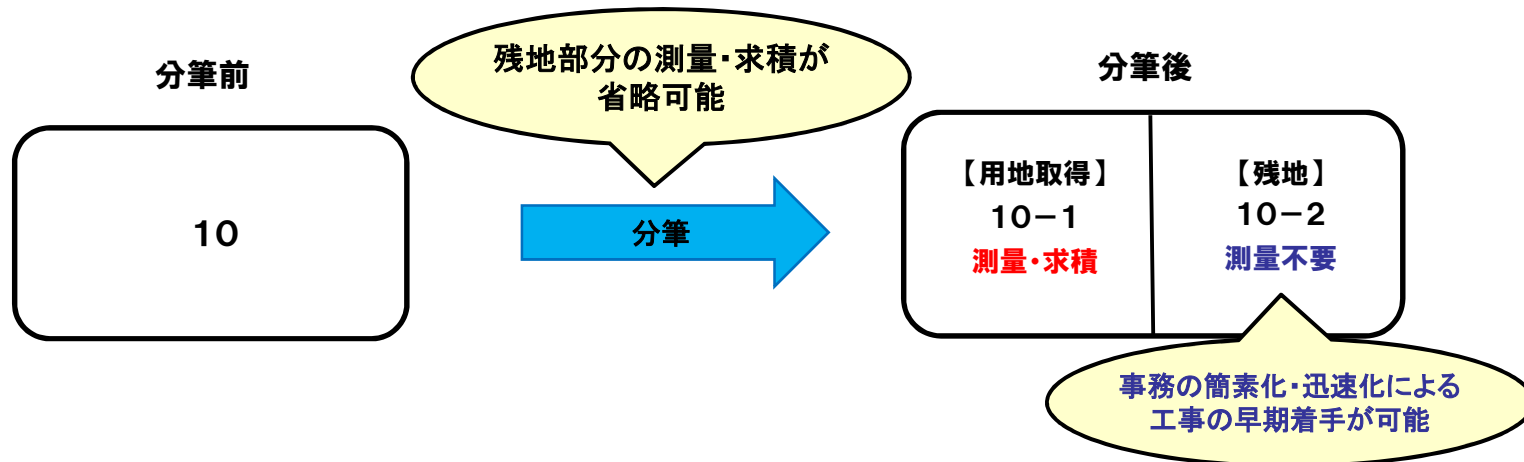
② 登記手続きの緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

測量及び求積方法

《分筆時の測量方法(原則)》



《分筆時の測量方法(不動産登記規則取扱準則第72条第2項適用の場合)》



提案の背景

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用のニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。
- これらの所有者不明土地は、公共事業において、所有者の特定に多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。
- 平成30年には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が公布され、所有者不明土地を地域福利増進事業に利用する等の制度が構築された。
- 国においては、所有者不明土地問題の解決に向け、相続登記の義務化など、民法、不動産登記法の見直しや、登記簿と戸籍等を連携するための方策の検討が行われ、2020年までに制度改正の実現を目指している。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

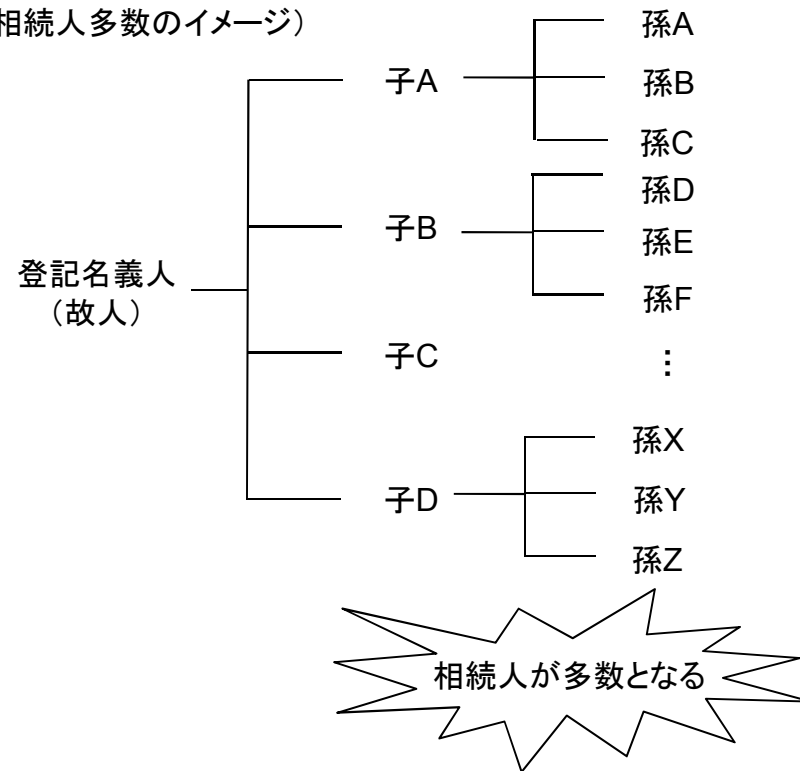
(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

② 登記手続きの緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

課題

- 相続が生じても登記が行われていない土地については、相続調査に多大な労力が費やされ、相続人の中には遠方居住者が発生することから、連絡調整等に時間を要するなど、事業推進の隘路となっている。

(相続人多数のイメージ)



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ③ ため池の総合対策

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災，国土強靱化3か年(H30～R2)緊急対策」に基づく，ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに，令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 関係者が迅速に被害情報等を共有し，効果的な対策を講じるためのしくみづくり(ため池防災支援システム)にあたっては，実効性を十分に確保すること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されたことから，これに位置付けられた管理者や行政の義務や役割が適切に果たせるよう，「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。



【提案先省庁：総務省，財務省，農林水産省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

③ ため池の総合対策

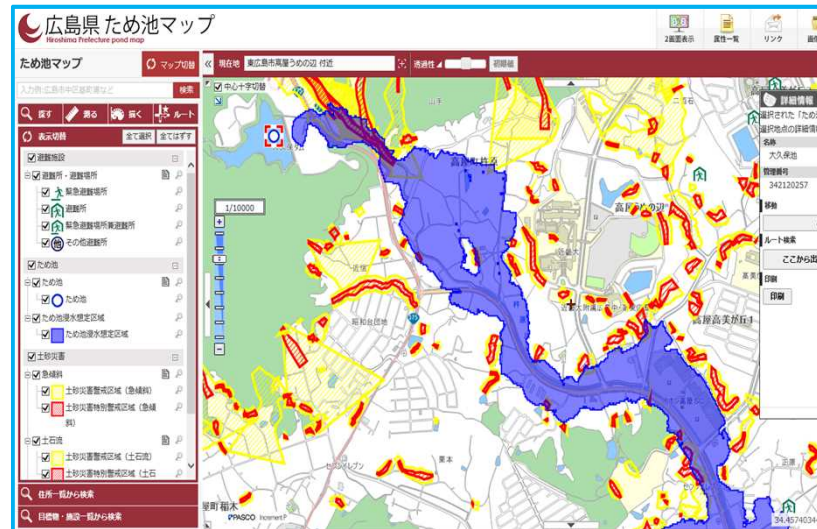
広島県の取組

《基本的な考え方》

平成30年7月豪雨災害で、堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け、「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定した。今後、この方針に基づき、人的被害のおそれがあるため池は、全て、防災重点ため池に選定した上で、

- 迅速な避難行動につなげる対策を着実に進める
- 利用するため池は管理強化と補強対策を実施
- 利用しなくなったため池は統合・廃止を推進 する。

《迅速な避難行動につなげる対策》



ため池の位置や決壊時の浸水想定範囲を示すことで、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ誘導する。

課題／目標

- 広島県の農業用ため池は19,772箇所(令和元年5月末)のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある「防災重点ため池」は、8,167箇所(全国第2位)
- まずは、浸水想定区域図の作成等、迅速な避難につなげる対策が進展するよう財政措置が必要
- また、利用するため池のうち、老朽化が進行している箇所へは、補強工事が進むよう、地方債の充実などを図ることが必要
- さらに、利用しなくなった、ため池も、今後500箇所程度の廃止対策を行っていく見込みであるため、国土強靱化緊急3か年対策期間以降も継続した財政措置などが必要
- 加えて、ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう、ため池の箇所数などを考慮した必要となる経費を国の責務として、継続的に措置していくことが必要



《農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要》

- 所有者等が、農業用ため池を知事へ届出することを義務付け
 - 知事が特定農業用ため池※を指定
(※決壊により人への被害のおそれがあるため池)
 - 適正な管理がされない特定農業用ため池に対して、知事による防災工事命令及び代執行
 - 知事の裁定により、市町村長が施設管理権を取得
- 等

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ④ 水道施設の強靱化

国への提案事項

水道施設の強靱化対策のための財政措置

1 水道事業及び水道用水供給事業

- 水道施設の強靱化対策を迅速に実施するため、緊急点検対策に係る財源の拡充及び国庫補助事業の対象施設を拡大すること。

2 工業用水道事業

- 水道施設の強靱化対策を迅速に実施するため、強靱化対策に係る財源の拡充及び国庫補助事業の対象要件を拡大すること。
- 強靱化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税措置による財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

課題

- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靱化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながることから、負担軽減策が必要である。

[現状の補助対象] ・水道事業では、1事業体1浄水場のみ

・工業用水道事業では、対象要件が施設更新及び耐震対策に限定(浸水防止壁等の新設は対象外)

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

④ 水道施設の強靱化

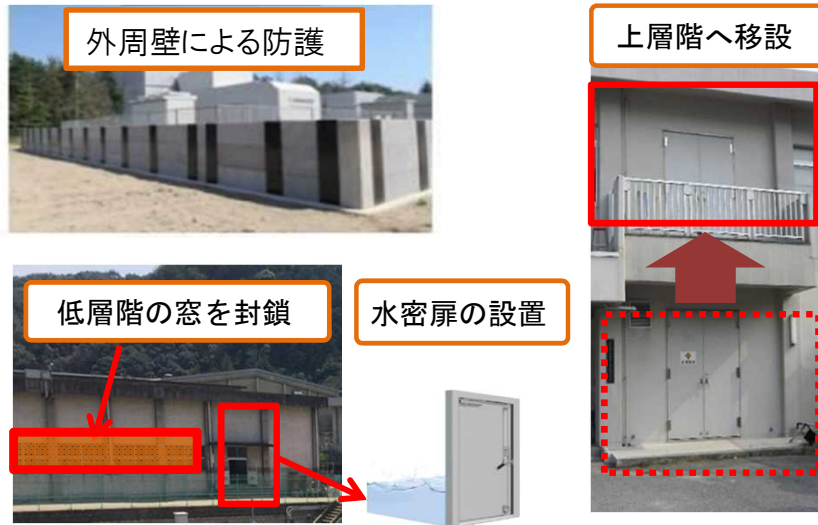
広島県の取組

【県営水道】

○ 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。

○ 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、一部を除き令和3年度までに完了することとしている。

〈浸水対策：外周壁や水密化等による防護〉



参考(国の予算及び国庫補助制度等)

区分		内容							
水道	予算	土砂災害・浸水対策の工事等について、臨時・特別の措置として事項要求(予算編成過程において検討)							
	国庫補助 厚生労働省	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・水道施設機能維持整備費(緊急点検対策として補助メニューを新設)は、 <u>基幹となる浄水施設が対象</u> である。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営：R元～)〉 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>取水場</th> <th>浄水場</th> <th>送配水施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> ※ R元採択は1浄水場のみ			取水場	浄水場	送配水施設	3	5
取水場	浄水場	送配水施設							
3	5	17							
工業用水	予算	国土強靱化関連予算について、臨時・特別の措置として事項要求(予算編成過程において検討)							
	国庫補助 経済産業省	工業用水道事業費補助金交付要綱 ・強靱化事業(既存補助メニュー)は、 <u>施設の更新・耐震対策を行う事業が対象要件</u> である。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営：R元～)〉 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>更新</th> <th>耐震</th> <th>新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>			更新	耐震	新設	17	7
更新	耐震	新設							
17	7	10							
繰出金	総務省	平成31年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。							

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ⑤ 通勤・通学手段の強靱化

国への提案事項

「発災後の統括的交通マネジメント」実施体制の推進

- 国が進めることとしている「発災後の統括的交通マネジメント」の制度化にあたっては、組織がうまく機能するように、平時から大規模災害を具体的に想定した関係機関による総合訓練を通じて、ノウハウの蓄積を進めるなど、関係者の意思疎通の円滑化を図り、発災時に迅速かつ効果的な対応ができるようにすること。
- また、実際の災害発生時には、「発災後の統括的交通マネジメント」実施体制において検討・意思決定された緊急・臨時的な対策については、迅速かつ実効的に実施していく必要があることから、国においても財政措置を講じること。

【提案先省庁：国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

⑤ 通勤・通学手段の強靱化

平成30年7月豪雨災害の状況/広島県の取組

【平成30年7月豪雨災害時の被災状況】

- 県内全域のJR施設が甚大な被害を受け、各路線について長期の運行休止となった。特に広島～呉間においては、大規模な土砂崩れにより、JR呉線、広島呉道路、国道31号が全て寸断され、交通が途絶する状況が生じたことにより、迅速に通勤・通学手段を確保する対策が必要となった。

【平成30年7月豪雨災害時の取組状況】

- 通勤・通学手段の確保対策
県が招集して、交通事業者、道路管理者、県警、中国運輸局等の関係機関と、各地域の通勤・通学手段を検討する会議を開催。

通勤・通学者が多く、輸送手段が途絶していた広島～呉間において、特例的に広島呉道路の通行止め区間を通行してJR代行バス・路線バスの速達性・定時性を高める対策を実施(災害時BRT※)

※BRT(Bus Rapid Transit):速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。バス専用自動車道など。

- 渋滞対策
「広島県災害時渋滞対策協議会」(中国地方整備局主宰)を設置。ハード対策と併せ、交通マネジメント対策を調整・実施。

広島～呉間、呉～広島間においては、バスの定時性・速達性向上に向け、連続的に各種渋滞対策を実施
・広島呉道路(坂北IC本線料金所)でのバス専用レーンの設置
・国道31号でのバス専用レーンの設置 など

- 取組に対する経済効果の試算

主な対策	時間短縮効果	経済効果
災害時BRT	▲51分	530百万円
渋滞対策	▲68分	28百万円
合計	▲119分	558百万円

時間短縮に係る直接的効果額(時間短縮効果×利用人数×広島県平均時間給)



【平成30年7月豪雨災害後の取組状況】

- 「広島県災害時渋滞対策協議会」に経済団体等を加えて発展改組した「災害時交通マネジメント検討会」が設置された。令和元年度秋までに5回開催され、平成30年7月豪雨災害時の取組を検証し、今後の災害時における交通需要のマネジメントのあり方等の検討を進めている。
- 令和元年7月22日～26日の間、本検討会において「通勤交通強靱化訓練」として、災害時を想定した関係機関による机上訓練やマイカー通勤者等を対象にした公共交通転換や時差出勤等の交通手段の見直しを促す取組(社会実験)を実施した。
- この様な検討会の取組も踏まえ、国の有識者会議から提言が提出され、国において常時の「発災後の統括的交通マネジメント」実施体制の制度化」を全国的に進めることとなった。

課題

【常時のルールに捕らわれない対策が実施できる体制の構築】

平成30年7月豪雨災害のような大規模災害においては、災害時BRTのような緊急的・臨時的な対策も必要になると考えることから、平時からの訓練等を通じて、常時のルールに捕らわれない緊急的・臨時的な対策が包括的に対応できる体制が必要である。

【緊急・臨時的な対策への財政支援】

また、国等の機関で決定された通常対策を超える緊急・臨時的な対策について、関係機関において迅速かつ実効的に実施していくためには、国の財政措置が必要である。

(平成30年7月豪雨災害時の状況)

本県においては、平成30年7月豪雨災害時の緊急的・特例的な交通対策費として、災害時BRT等の実施において、道路規制等に係る警備や案内看板等の設置に経費が生じており、県(2,400万円)及び交通事業者(JR及びバス事業者)(900万円)で負担している。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ⑥ 医療施設等の機能維持の総合対策

国への提案事項

災害拠点病院の機能強化

- 国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備, 受水槽, 給水設備, 燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について, 各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう現状の補助率3分の1を嵩上げすること。
- 特に, 膨大な容量が必要となる受水槽については, 設置スペースを敷地内で確保できない場合, 新たな土地の取得や賃借に係る費用など追加的な負担が発生するため, これらに対する特段の財政措置を講じること。

【提案先省庁: 厚生労働省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ⑥ 医療施設等の機能維持の総合対策

施策の背景／国の対応状況

- 平成30年の7月豪雨災害や北海道胆振東部地震など、水、電気、交通、医療、通信など、住民の生活・生命を守る重要インフラに支障を来す事態となった。
- 国は、これらのインフラが、災害時に十分機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施(平成30年9月)。
医療分野においては、長期の停電や断水に備えて、災害拠点病院の自家発電設備及び給水設備の整備状況が確認された。

	災害拠点病院	3日程度の診療維持に設備の増設が必要な病院	
		燃料タンクの増設	受水槽の増設等
全国 (H30.10現在)	736	114	177
広島県 (R元.10現在)	19	4	11(10)

※()は優先給水協定の締結がない病院

- 国はこの結果を受け、災害拠点病院の指定要件に、新たに次の規定を追加した。(経過措置:令和3年3月迄)

自家発電機	・都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと
給水設備	・受水槽(3日分)の整備《努力義務》 ・災害時優先給水協定の締結

課題

- 本県の災害拠点病院の非常用自家発電設備については、全ての施設で3日以上燃料備蓄又は燃料販売事業者との優先協定により指定要件を満たしていたが、都市ガスを燃料としていた1施設は、この度の改正により他の電力系統等の新たな設備投資が必要となった。
- また、給水設備についても、3日以上容量の受水槽や地下水利用がない病院は11施設であり、うち10施設は、災害時優先給水協定も未締結である。
- これらの病院では、平成30年7月豪雨災害やその後の災害の発生状況から、水、電気確保の重要性を十分に認識しているものの、現行の国庫補助制度は補助率が1/3と病院負担が大きいため、整備が進まず、十分な支援制度となっていない。



令和元年度補助基準額等

・燃料タンク	基準額	29,883千円 (補助率1/3)
	補助上限額	9,961千円
・受水槽等	基準額	64,800千円 (補助率1/3)
	補助上限額	21,600千円

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(4) 新たな防災対策を支える人の創生 ① 住民の主体的な避難を促す取組の推進

国への提案事項

住民の主体的な避難を促す取組の推進

- 国において、警戒レベルの導入が住民に浸透するよう、更なる周知を行う等、住民の避難行動につながる取組を強化すること。
- 警戒レベルの導入後、実際の住民の避難行動を踏まえ、効果検証を行い、検証結果を制度へ反映させること。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置等、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。
- 土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(4) 新たな防災対策を支える人の創生

① 住民の主体的な避難を促す取組の推進

現状／県の取組状況

- 県民の避難行動の研究
県民の避難行動とその理由などを調査し、防災や行動科学等の専門家による分析を実施。
これまでの研究結果から、避難を促進する可能性が高いメッセージがわかったため、「あなたが避難することが、みんなの命を救うことにつながります」という呼びかけ文の案を、市町や報道機関、また、全国知事会を通じて各都道府県へも提供し、その活用をお願いした。
- 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
国の避難ガイドラインの改正に伴い、県のガイドラインを早急に改正するとともに、市町のガイドライン改正の支援を実施。
気象庁及び市町が発令する防災情報を、5段階の警戒レベルを加えて提供することについて、市町、マスコミ、「みんなで減災」推進大使などと連携して引き続き周知徹底を図る。
- 「基礎調査実施計画」に基づく基礎調査の完了等
平成31年3月26日までに、土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了し、確実な避難につなげるため、ヤフー株式会社と連携し「防災マップ」を共同開発

課題

- 避難行動に関する調査をもとに、行動心理学や行動経済学などの専門家により、詳細に分析した上で、より効果の高い被害防止策の、1日も早い構築に取り組む必要がある。
- 住民に早めの避難行動を促すためには、指定緊急避難場所・指定避難所を早めに開設する必要があるが、近年、大規模災害の頻発化に伴い、開設や運営費用の増加が懸念される。
- 市町村はハザードマップの配布その他必要な措置を講じなければならない(土砂災害防止法第8条第3項、水防法第15条第3項)ため、ハザードマップの更新など、住民の主体的な避難を促す地方自治体の施策に対する国の更なる財政措置が必要である。

令和2年度概算要求等の状況

- ◆土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
(内閣府)
70百万円(対前年度比112.9%)

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

国への提案事項

1 消防防災ヘリコプターの安全性の確保

- 消防防災ヘリコプターの2人操縦体制による安全運航のため、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について、十分な財政措置を行うこと。

2 短期応援派遣経費に係る応援自治体の負担軽減

- 大規模災害時の職員派遣に係る短期被災地応援経費について、応援自治体の負担を軽減させるため、現在、応援自治体側へ措置されている特別交付税を、被災自治体側に措置すること。

【提案先省庁：総務省・消防庁・国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

現状／県の取組状況

【消防防災ヘリコプターの安全性の確保】

- 広島県防災航空隊は、操縦士1名、整備士1名、救助隊員4名の6名体制を基本として運航
救助隊員4名は市町消防の職員
操縦士及び整備士は民間へ委託
- 消防庁は、H29年3月、H30年8月の防災ヘリコプターの相次ぐ墜落事故を受け、その安全性の確保のため、各自治体に対し、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を勧告し、2人操縦体制、CRMの計画的導入、操縦士の訓練、運航安全管理者の配置等を求めている。
(2人操縦体制 施行期日:令和4年4月1日)

【短期応援派遣経費に係る応援自治体の負担軽減】

- 平成30年7月豪雨災害では、総務省の被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会等の協定に基づき、短期応援として、212自治体から延べ人数7,128人日の職員が本県又は県内市町で活動された。
- 応援自治体に生じた短期応援経費については、応援自治体に対し、特別交付税が措置された。(経費の約8割)

課題

【消防防災ヘリコプターの安全性の確保】

- 消防防災ヘリコプターは、全国55団体において76機が運用されているが、高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体で2人操縦体制確保が困難な状況である。さらに、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており、操縦士の養成・確保が喫緊かつ重要な課題となっている。
- 2人操縦体制を導入する場合、運航受託企業において、常駐操縦士が2名、交代操縦士が6名必要となり、消防防災ヘリコプターに充てられる操縦士が圧倒的に不足している。

【短期応援派遣経費に係る応援自治体の負担軽減】

- 短期応援経費については、特別交付税が、被災自治体ではなく、応援自治体に措置されているが、経費の一部しか措置されていないため、応援自治体に約2割の財政負担が生じている。
- 応援しやすい仕組みづくりのため、応援自治体の経費負担や事務負担を軽減させる必要がある。

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、さらなる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、『安心して預けられる受け皿の確保』『乳幼児期の教育・保育の質の向上』を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事項にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く押し進めていただきたい。

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系

乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成

妊娠期

乳幼児教育期

初等中等教育期

高等教育
・社会人

●ひろしま版ネウボラ

妊娠・出産から子育て期まで、一貫した見守り体制の構築

●「遊び学び育つひろしまっ子！」推進プラン

乳幼児期の教育・保育及び家庭教育の充実の取組を推進

●乳幼児教育支援センター

推進プランに基づいた家庭教育や教育・保育施設への支援を展開する拠点を設置(H30.4新設)

●「学びの変革」の推進

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した教育を推進

●確かな学力等を育む

自ら学ぶ意欲や力を育む教育の実施、家庭の教育環境の改善、学力に課題のある児童生徒へのきめの細かい指導など(学びのセーフティネット)

●確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくり

安心して確かな学力等を身に付けられる成育環境の整備

●高度で多様な産業人材育成

・県立大学にMBA設置
・イノベーションリーダー養成塾
・プロフェSSIONAL人材

貧困の世代間連鎖防止対策

高い

人への投資に係る収益率

低年齢期での投資効果が大きい

人への投資の効果

年齢

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

国への提案事項

1 ひろしま版ネウボラ(=妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制)構築の推進

(1) 子育て世代包括支援センターの機能拡充

- センターの設置・運営に係る財政措置の更なる拡充を図るとともに、妊産婦や子育て家庭の利用促進を図るサービスの充実や周知広報を国レベルで実施すること。

[手厚い人的配置に係る経費, 住民の基本情報と妊娠期から子育て期までの情報を一元管理できるネットワークシステムの整備や運営に係る経費 等]

(2) 人材の確保及び資質向上

- 妊婦や子育て家庭に寄り添い、信頼関係を構築し、必要に応じて適切な支援につなげるための人材を継続的に確保するため、専門職以外も対象とした国レベルの育成カリキュラムを作成すること。
- 個々人の経験等により支援に差が出ないように、支援技術の標準化を図るための施策を実施すること。

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 無償化によるニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

国への提案事項

(2) 自然保育に対する国制度の創設及び財政支援

- 自然を活用した幼児教育・保育における新たな認可制度(又は登録制度等)の創設を検討すること。
- 地方自治体が独自の基準により認定・認証することにより、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保された自然保育を行う施設について、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること。

(3) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等を充実すること。

(4) 学校におけるICT環境整備への支援

- ICT環境整備を着実に推進するための地方交付税措置の拡充や新たな交付金を創設すること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、小学校低学年からの学習のつまずきを把握するための学力調査など、学校における学習環境の整備や、家庭の教育環境の改善、地域の教育環境等の整備に対する支援の拡充も併せて検討すること。

4 教育の無償化に係る財政措置

- 令和2年度以降の教育の無償化に係る地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で必要な財源を確実に確保するとともに、各地方公共団体の地方交付税に明確に算入されていることが分かるような措置を講じること。

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省】

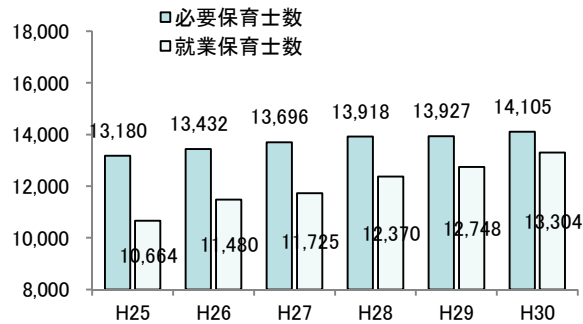
2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

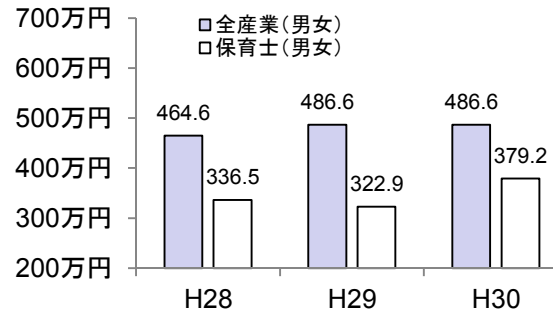
保育士の確保

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は大阪，東京に次いで全国第3位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

<保育士の不足状況(広島県・推計)>



<平均年収の状況(広島県)>



課題

- 無償化の影響により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

自然保育(森のようちえん)



自然保育は、子どもの好奇心や想像力，自己肯定感，主体性，レジリエンス(精神的回復力)等を育む幼児教育として評価を高めている。



広島県においても、平成29年度に「ひろしま自然保育認証制度」を創設
 認証団体:33団体(R元.9.19現在)

課題

- 多くの「森のようちえん」は幼児教育・保育の無償化の対象外となっており、今のままでは、
 - ・ 利用者の減少による、経営存続危機
 - ・ 地方の大自然を活用し、子供達の豊かな人間性の育成，心身の調和のとれた発達の基礎を培う取組の大幅な減少等が懸念される。

森のようちえんとは…

森，里山など野外フィールドでの自然体験活動を基軸とした子育て・保育，乳児・幼少期教育の総称

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

広島県の取組

- 本県では、すべての子育て家庭を対象に、「子育ての安心感の醸成」「課題やリスクの確実な把握と早期支援」を目指し、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 「ひろしま版ネウボラ」の特徴
 - ・ 身近な地域への拠点整備(日常生活圏域毎)
 - ・ 職員の手厚い配置
(拠点毎に母子保健と子育て支援の専門職のセット配置)
 - ・ 定期面談による全数把握
(妊娠期～0歳期に重点的に実施。3歳までに7回程度。)
 - ・ 専門職による丁寧な面談実施
 - ・ 子育て家庭が必ず来所する医療機関等、地域の関係機関との連携体制の構築
 - ・ 自発的な来所の促進
- 県内6市町においてモデル的に実施し、効果や課題を整理した上で、全県展開を目指す。
- また、「ひろしま版ネウボラ」の構築に必要な人材の確保、育成のための体系的なカリキュラム作成や研修等を実施する。

(従来のカリキュラム)

対象者	取組内容
有資格者 → 現任	ネウボラ相談員研修 (目的) 更なる資質の向上
有資格者 → 離職	ネウボラセミナー (目的) 人材の確保・掘起し

(今後のカリキュラム案)

対象者	取組内容	項目		
		相談	知識	その他
有資格者 → 現任 → 初任	相談員研修 ネウボラ 熟練講座 中堅講座 初任講座	段階に応じた到達目標を設定		
		ラダー教育方式		
無資格者	養成研修 (育成モデル検討)			
有資格者 → 離職	ネウボラセミナー			

～現状の成果等～

- 定期面談による把握率上昇
(9割以上。新設時期7割、前年度より上昇。)
- 自発的な来所、相談件数が増加
(前年度の3～4割増)
- 産後うつや経済的課題等のリスクを抱える家庭の把握件数が増加(前年度の1.1～1.5倍)
- 土日開所により父親の来所数増加 等
- 県庁内のEBPM所管課と連携し、利用者の面談実績や記名式アンケート結果をパネルデータ化。データの蓄積に伴い、今後縦断的な分析を実施予定。

課題

- 「ひろしま版ネウボラ」の拠点を、子育て家庭が必ず来所(頻繁に来所)する場にするための効果的かつ実効性のある取組が不十分である。
- すべての子育て家庭において、リスクを早期にもれなく発見するために、把握した情報を継続的に蓄積、管理し、関係機関と共有するための統一的なシステムがない。
- すべての子育て家庭と、頻繁に、丁寧な面談を実施し、必要に応じて適切な支援に繋げる役割を担う専門職が不足している。
- 自治体ごとの体制や専門職の知識経験の違いにより、リスク発見や支援に差が生じている。

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

○ 幼稚園教員の処遇改善

《現状》

- ☛平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等の処遇改善は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- ☛一方、新制度に移行していない幼稚園(約5割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、各県が自由に制度設計し、スキーム(補助率, 上限, 事業者負担)がバラバラになっている。
- ☛本県においても、平成30年度から、国の支援制度を活用し、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

＜施設型給付との比較＞		
区分	施設型給付	私学助成の幼稚園
制度	法定の給付	補助
財政措置等	全額公費負担(国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)	・国は都道府県補助額の1/2以内を補助
補助要件等	①+② ①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能, 経験等に応じた追加加算(最大月額約40千円)	次の要件以外は各都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任の教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと

《課題》

- ☛私学助成の処遇改善事業についても、国の責任で、保育士等と整合を図るスキームを構築する必要がある。
- ☛また、事業の実施は、国の予算の範囲内で実施され、財源が不足する可能性がある。

2 地方創生の推進

(1) 人づくり革命の推進

○ 学校におけるICT環境整備への支援

現状／国の対応状況

- 文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を策定している。
- この計画では、
 - ・ 教育用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
 - ・ 超高速インターネット及び無線LANを100%整備などの目標が掲げられている。
- このために必要な経費について、2018～2022年度まで、単年度1,805億円の財政措置を講ずることとされているものの、ほぼ全ての都道府県が上記目標を達成できていない。
 - ・ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 全国平均 5.4人／台
 - ・ 普通教室の無線LAN整備率 全国平均 40.7%(学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成31年3月現在)【速報値】)

国の概算要求の主な内容

- GIGAスクールネットワーク構想
375億円(新規)
 - ・ 学校内すべての教室まで高速かつ大容量な通信ネットワークを整備。
 - ・ 令和4年度までに全校整備(3年計画)
 - ・ 国公立の全学校を対象に1／2補助

現状／課題

- 本県では、これまで耐震化対策を重点的に進めてきたこともあり、全国と比較して、ICT環境整備は大きく遅れている状況にある。
 - ・ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 6.5人／台(全国42位)
 - ・ 普通教室の無線LAN整備率 19.3%(全国44位)
- 新学習指導要領の実施に向け、環境整備を着実に進めるためには、ICT活用の教育効果を客観的に示すとともに、財政措置の必要がある。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

国への提案事項

1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等について、「カーボンリサイクル技術ロードマップ」に定めるとおり、早期の普及実現に向けた技術開発等を支援すること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、Well-to-Wheel評価を基準とした自動車ユーザーが納得できる公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省，国土交通省】

2 地方創生の推進

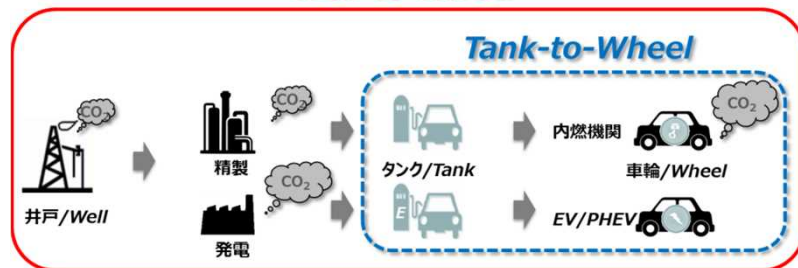
(2) 地方の産業競争力の強化

① Well-to-Wheel評価による取組の加速

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出は、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正な評価が必要
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとに最適な対応を行うことが必要
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関の高度化及び燃料のエコ化が必要
- なお、車体課税も、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があるため、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が重要

Well-to-Wheel



国の取組状況等

【国のエネルギー施策】

○ 第5次エネルギー基本計画

(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。

○ カーボンリサイクル技術ロードマップの策定

資源エネルギー庁は、研究開発分野を特定し、開発のスケジュール感、克服すべき課題を明らかにした「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を2019年6月に策定。(微細藻類バイオ燃料については、2030年をターゲットとした液体燃料の製造技術の一つとして記載)

【新燃費基準の策定】

経済産業省・国土交通省の合同会議において取りまとめられた「乗用車燃費基準等」において、Well-to-Wheel評価及びWTLCモードでの燃費値算定を明記。

【H31税制改正の大綱(自動車関係諸税のあり方の検討)】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化 ②日本版DMOの推進

国への提案事項

「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」においても、条例による特定財源(宿泊税, 入湯税等)など, 安定的な財源の必要性について言及されているものの, 特に活動エリアが県域をまたがる場合には, 複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため,

1 広域連携DMOが, 将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って いくことができるよう, 法的枠組みを整備すること

具体的には, 複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている, BID制度を活用したTID制度を参考に, 地域再生エリアマネジメント負担金制度において, 次の点を踏まえて制度改革を行うこと

- (1) 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定, 受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について, 活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には, 地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- (2) 日本版DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう, 更新手続きを規定

2 国際観光旅客税について, 自由度の高い財源として, 観光地経営を 実際に行っている日本版DMOを含む地方の観光振興施策に充当され るよう, 税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

【提案先省庁:内閣府, 観光庁】

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、日本版DMO^(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。

※1：日本版DMO：136法人，日本版DMO候補法人：116法人が登録を受けている。(2019年8月7日現在)】

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延宿泊者数が増加。

◆ 広域連携DMOが事業に取り組むエリアの外国人延宿泊客数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延宿泊客数(人)		伸び率(%)
		2015年	2018年	2018年/2015年
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	3,981,050	152.9%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	267,470	182.7%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	94,275,240	143.7%

(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。

このとりまとめでは、DMOの財源，JNTOとの役割分担について言及されているが，広域連携DMOの実情を考慮したものではない^(※2)。

また、「国際観光旅客税」の活用についても言及されているが、DMOにおける人材確保・育成等の側面支援に留まっている^(※3)。

※2：財源について、「国が一律の方針を示すのではなく、地域の実情を踏まえ、条例による特定財源(宿泊税、入湯税等)の確保を目指すことが望ましい」と言及されているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。

また、DMOの役割について、各層DMOが「着地整備」を行った上で、JNTOが「一元的に対外的な情報発信を行う」と言及されているが、観光資源の磨き上げのためにはプロモーションを通じた旅行者のニーズ把握が不可欠であり、加えて広域連携DMOにおいては、広がりを持った一つのディスティネーションとして、効果的な情報発信が期待できるため、各層DMOを一律に論じることは妥当ではない。

※3：「DMOにおける人材確保・育成を支援するため、国際観光旅客税の活用も視野に入れつつ、人材育成プログラムの創設、人材採用バンクの活用等を検討すべき」と言及されている。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

関係法令の施行

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設。

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

※ 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※4)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※5)を開始。

※5: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

国における「地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革」に対し、国際観光旅客税の税収が充当され、DMOの体制及びDMOと連携したコンテンツ造成の取組に対して、国が支援を実施。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

課題

1 日本版DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 日本版DMOには法的位置付けがなく、行政との役割分担も明確にされていないことから、観光地経営を行う権限がない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。
特に、国の財政措置が時限的(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6:2021年以降未定)
- ③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

2 日本版DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする日本版DMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化 ③ サイクルツーリズムの推進

国への提案事項

世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進による観光振興や沿線地域の活性化に向け、

(1) しまなみ海道サイクリングロードのナショナルサイクルルートへの指定及び国内外への戦略的なPR

(2) サイクリング環境整備のためのハード・ソフト対策に係る財政措置等

国際サイクリング大会による
サイクルツーリズムの推進



7,215人が疾走
〔海外26の国、地域から〕
701人が参加

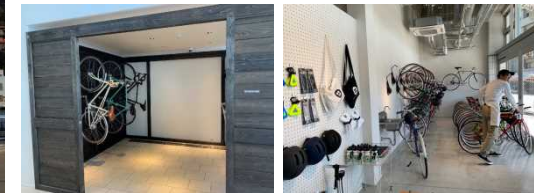
サイクリングしまなみ2018(H30.10.28)

写真: (c) サイクリングしまなみ2018実行委員会



JR尾道駅新駅舎オープン(H31.3.10)

新尾道駅オープンで
サイクリング環境の魅力が向上



駅内の宿泊施設とレンタサイクル貸出店舗



サイクルトレイン「ラ・マル・しまなみ」の運行
(岡山～尾道)

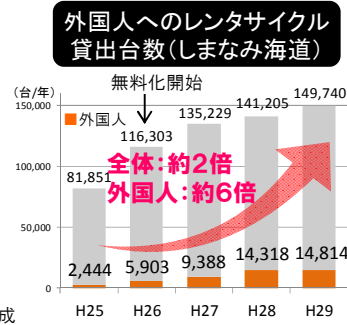


手ぶら当日便サービス

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

現状

- 国では自転車活用推進法による自転車を活用した施策を推進。広島県版はH31年3月策定
- 令和2年の訪日外国人観光客4,000万人を目標とする中、増加する訪日外国人観光客はゴールデンルートに集中
- ニューヨークタイムズで「2019年に行くべきデネテーション(52エリア)」で「瀬戸内の島々(Setouchi Islands)」が日本で唯一第7位に選出
- しまなみ海道サイクリングロード等では、サイクルツーリズムによる観光地域づくりを推進。官民一体でサイクリストの利便性向上に取り組み国内外からのサイクリング客が着実に増加



2 地方創生の推進

- (2) 地方の産業競争力の強化
- ③ サイクルツーリズムの推進

広域的サイクリングロードの形成



ピクトサインの統一とルート案内

課題

- ゴールデンルートに集中するインバウンド効果の地方への拡大
- サイクルツーリズムを推進し、世界に誇るサイクリング環境を創出するため、ハード・ソフト両面での受け入れ環境の整備が必要

【官民一体で取り組んでいきたい内容】

- 広域的サイクリングロードの形成による広域観光周遊の促進
- 国際サイクリング大会の開催等を通じたサイクルツーリズムの国内外への情報発信
- 自転車専用レーン等の設置等、安全で快適な走行環境の確保
- ピクトサインの統一などわかりやすいルート案内
- サイクリスト向け休憩施設の充実やスポーツ型電動アシスト自転車(e-bike)の普及等による安心で快適なサイクリング環境の提供
- アクセシビリティ向上のための、サイクルバス、サイクルトレイン、サイクルシップの充実及びPR

海外サイクリスト向けサイトによる国外への情報発信



海外サイクリスト向けサイト「Hiroshima Cycling」によりしまなみ海道・尾道でのサイクリングの魅力を世界に発信

サイクリスト向け休憩施設の充実



ひろしまサイクルおもてなしスポット制度



アクセシビリティの向上



サイクルシップ・ラズリ(尾道～瀬戸田)

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

国への提案事項

生産性の高い優良農地を集積・整備することにより、意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業が実現されるよう、次の措置を講じること。

経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培、さらにはスマート農業の活用などが可能となる、まとまりのある優良農地が集積できるよう、農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ迅速に年度当初から進められるよう、予算の確保に努めること。

《低利用農地を整備し大規模な野菜生産に活用》



《遊休水田を客土により再生し担い手がレモンを生産》

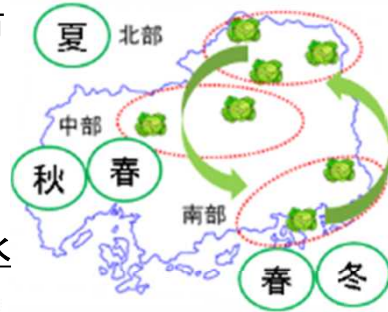


【提案先省庁：財務省，農林水産省】

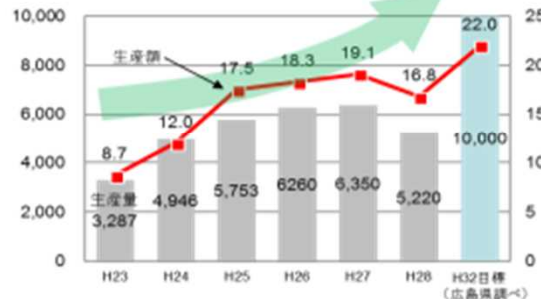
広島県の実績

○ 重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指す。

○ キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として**大規模農業団地の整備と水田の畑地化**に取り組んでいる。



広島県内のレモン生産量の推移と目標



○ レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、**機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備**を進め、生産拡大を図っている。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

課題／目標

● 大規模農業団地の整備や水田の畑地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

	H25(実績)	H29(実績)	R2(計画)
(キャベツ)	2.2億円	4.2億円	16.0億円
(レモン)	17.5億円	16.7億円	22.0億円

● 一方で、販売額目標の達成に向けては、

- ・排水対策が不十分であるため単収が低位にある
- ・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくい

などの課題があることから、生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要である。



◀水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水，明渠）▶



◀樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上▶

3 東京一極集中の是正

(1) 新たな過疎対策法の制定

国への提案事項

1 新たな法の制定

- 現行過疎対策法が令和2年度末に法期限を迎えることから、都市部にはない魅力が将来に引き継がれ、過疎地域での暮らしに誇りを持ち続けることができる、新たな法を制定すること。

2 指定対象地域

- 新たな過疎対策法においても、現行法で指定されている過疎地域(全域過疎地域及び一部過疎地域)について、引き続き指定対象とすること。

3 過疎対策事業への支援

- 新たな過疎対策法においても、過疎市町が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充をすること。
(公共施設の除却に要する費用への措置やソフト事業分の限度額緩和 など)
- 地域の課題解決に資する「Society5.0」の実現に向け、革新的技術の過疎地域への積極的な導入を図ること。

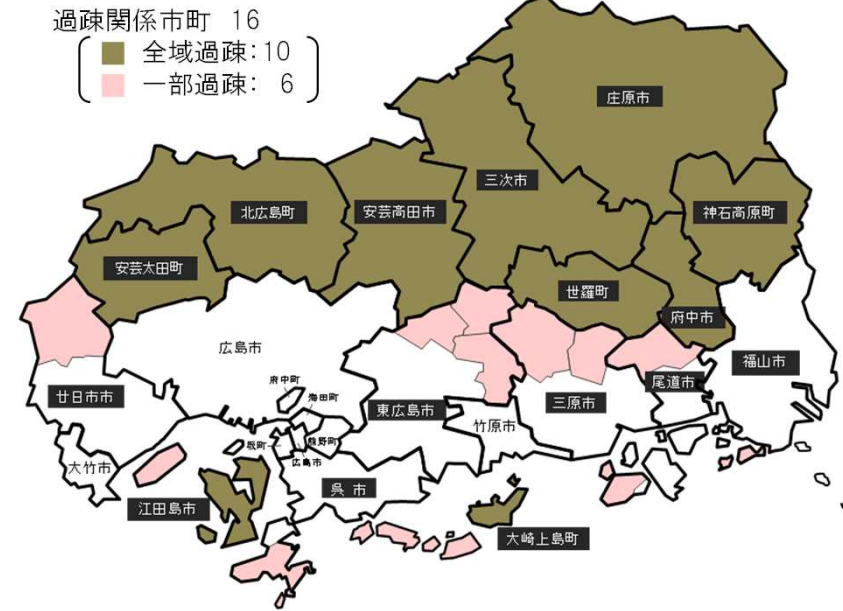
【提案先省庁：総務省】

3 東京一極集中の是正 (1) 新たな過疎対策法の制定

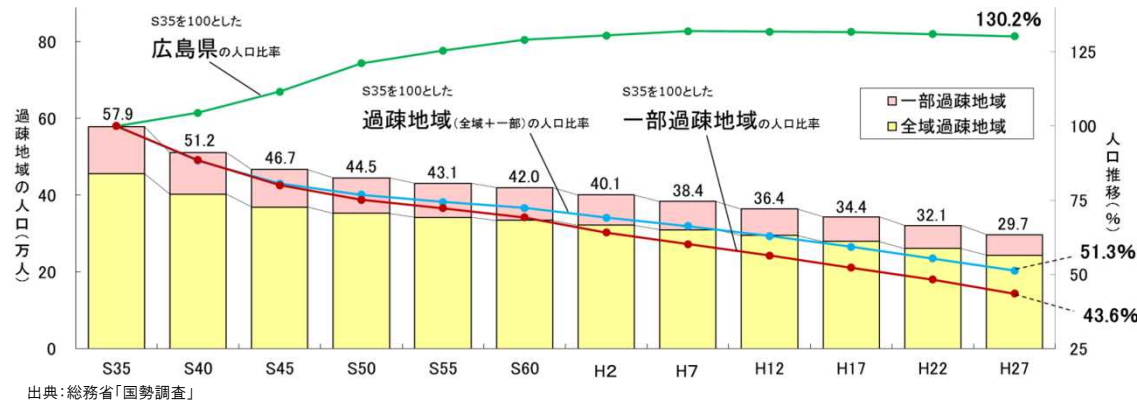
現状／広島県の取組

- 過疎地域の人口は、本県全体の人口と比べても早いスピードで減少しており、また、集落は、全国と比べても高齢者割合が高く、小規模な集落が多い。
- こうした状況は、全域過疎地域のみならず、一部過疎地域においても同様であり、周辺地域における活力の喪失が指摘されている。
- こうした中、県土の6割を超える面積を占める過疎地域の持つ特性や豊かさを強みとして、次の世代に引き継いでいくため、その原動力となる「人づくり」に重点をおいて次世代のリーダーの育成などに取り組んでいる。

広島県の過疎地域



広島県における過疎地域の人口推移及び人口比率



過疎地域における集落の状況

区分	集落の数	高齢者割合 50%以上集落	10世帯未満の 小規模集落
全国	65,440	14,487 (22.1%)	6,711 (10.3%)
中国圏	12,794	3,860 (30.2%)	2,074 (16.2%)
うち 広島県	3,120	1,086 (34.8%)	680 (21.8%)

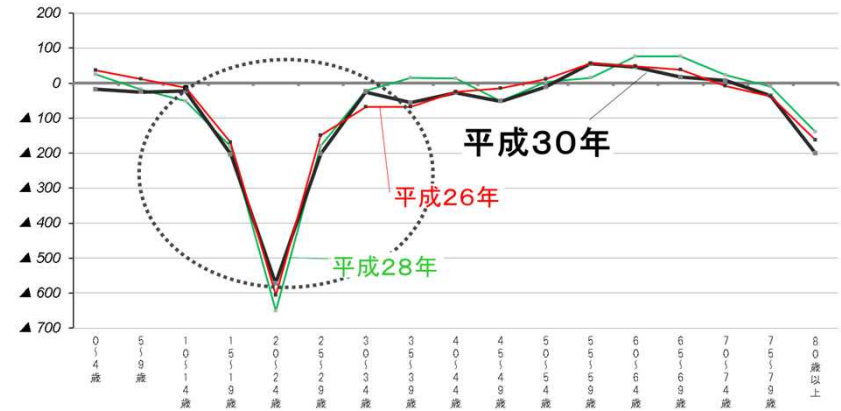
※ H27.4.1時点で過疎指定を受けている地域の集落を対象としている。
 出典: 国交省、総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査(平成27年度)」

課題

- 転出超過の約9割を30歳代までが占めており、この状態が続けば、人口の再生産が進まなくなることが懸念される。
- そうした現状の中で、過疎地域の魅力を強みとして、地域に暮らす人々が将来に向けた展望を描いていくためには、都市部とのつながりの中で、地域の特性が活かされ、多様なライフスタイルを実現できる活力に満ちた地域として、地域内外の人々から選択されるよう、総合的な対策を講じていく必要がある。
- 特に「Society5.0」の実現は、過疎地域こそ遠隔医療やスマート農業といった先端技術の活用により大きな効果がもたらされ、新たな価値を生み出すことにもつながっていくことから、これを導入するための基盤を整え、人口減少下においても、地域の暮らしを支えていくための社会実装に取り組んでいく必要がある。

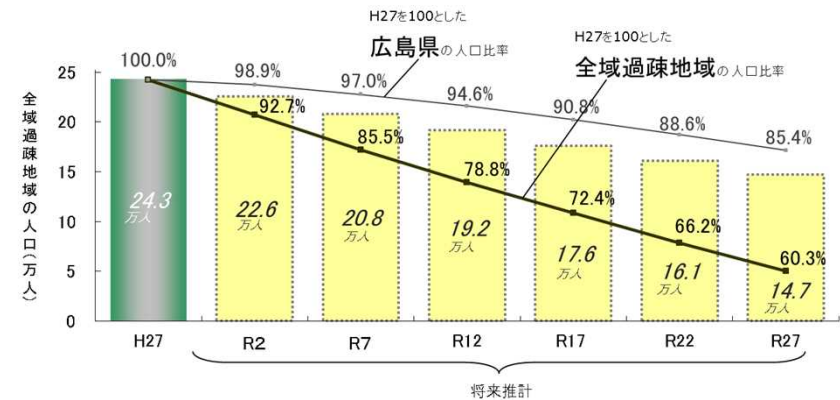
3 東京一極集中の是正 (1) 新たな過疎対策法の制定

社会移動による年齢別転出入(県内全域過疎市町)



出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

人口の将来推計



出典:H27 総務省「国勢調査」

R2以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年度)」

3 東京一極集中の是正 (1) 新たな過疎対策法の制定

(参考) 広島県の実施内容

過疎地域が大半を占める中山間地域の価値や豊かさを、県民の共有財産として理解し合い、次の世代にしっかりと引き継いでいくため、「中山間地域振興計画」を策定し、計画に基づいた取組を推進している。

○ 中山間地域振興条例 (平成25年10月制定)

○ 中山間地域振興計画 (平成26年12月策定)

～ 条例に基づき、今後の中山間地域の振興に当たって、県民、市町、県が連携、協働しながら、総合的な取組を進めていくための基本計画として策定

計画期間

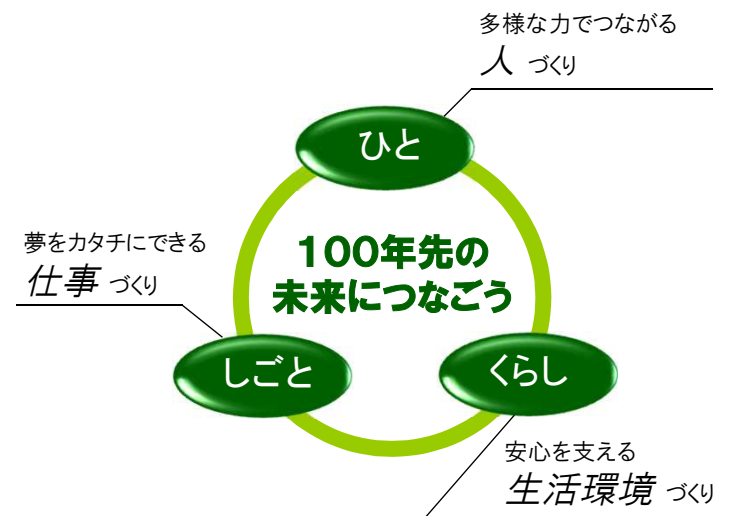
平成27年度～令和2年度(6年間)

目指すべき中山間地域の姿

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの環境が、内外の人々により引き継がれる中で、

**将来に希望を持ち、安心して心豊かに、
笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域**

中山間地域ならではの特性を「強み」に
3つの好循環で100年続く種をまく！



3 東京一極集中の是正

(2) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
 - ・ 地方は、創意工夫しながら自らの発想で独自の施策を講じ、国は、目まぐるしく変化する国際情勢や経済環境に集中的に対応できるよう、国と地方の役割を抜本的に見直し、地方に権限や財源を移譲すること。
- 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応
 - ・ 地方分権改革をはじめ様々な政策分野における課題や今後の取組を協議するため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
 - ・ 義務付け・枠付けの廃止等見直しを進め、閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。また、計画の策定など、国が地方に実質的に義務付けている事務については、確実に財政措置を行うこと。
 - ・ 提案募集方式について、税財源に関することや、国が直接執行する事業の運用改善も提案対象に含めるなど、制度を充実すること。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 地方分権型の道州制の実現に向けて、道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中の是正 (2) 地方分権改革の一層の推進

現 状 / 課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 地方自らが国の関与を受けることなく、自らの判断で施策を実施することで、地方に活力が生まれ、日本全体に活力が生まれる。

このため、現行の都道府県制の下においても、自治立法権、特に今後は条例制定権の拡大や、課税自主権を含めた地方の権限・財源を拡大・強化する必要がある。

● 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応

- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは、依然として多用されているところか、計画策定事務など新たな義務付けが行われており、地方の自由度は低下している。
- ・ 提案募集の対象は、権限移譲又は義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和に限定されているため、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」を実現することが必要である。
- ・ しかしながら、自由民主党道州制推進本部による道州制推進基本法案の平成26年通常国会への提出が見送られて以降、平成30年には同本部が廃止され、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げている政党は1つしかない。

3 東京一極集中の是正

(3) 企業等の地方移転の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けたKPI（重要業績評価指標）の設定

- 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(移転型事業)の認定件数が、全国で32件(令和元年7月末)と少ない状況から、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転について、KPIを設定すること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府，厚生労働省】

3 東京一極集中の是正 (3)企業等の地方移転の促進

現 状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが, 制度は法人全体の雇用増を求めている
 - ・ 地方移転による固定経費削減もメリットだが, 収益の少ない企業にとって, 現行の減税策はインセンティブとなっていない

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり, 国が自ら率先し, 企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的なKPIを掲げ, 成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ, より多くの企業が地方への移転を行うため, 現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【企業の地方拠点機能強化に係るKPI】 ⇒ ① 地方拠点強化件数:2020年までの5年間で7,500件増加
② 地方拠点における雇用者数:4万人増加

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

地方への企業の本社機能移転等の加速に向けて, 地方拠点強化税制を含め, 総合的かつ抜本的な方策について検討する

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正要望

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充

平成30年度税制改正内容

①制度全体の拡充(主なもの)

- ・ 単年度における雇用者数に係る要件緩和 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は, 法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 支援対象施設の拡充 本社機能(事務所, 研究所, 研修所)のみ ⇒ 工場内にある一定の研究開発施設等

②移転型事業の拡充(主なもの)

- ・ 対象区域の拡大 道府県内の一部に限定 ⇒ 対象区域の限定を廃止

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 「特定技能」制度の円滑な運用と外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・ 県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、
地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・ 出入国在留管理庁における、情報提供と相談対応の一元化
 - ・ 地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策

- 中小企業・小規模事業者においても、外国人材が能力と生産性を発揮できる環境が整備できるよう、必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)を講じること。

例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

4 安心・安全な暮らしづくり (1) 外国人材の受入・共生

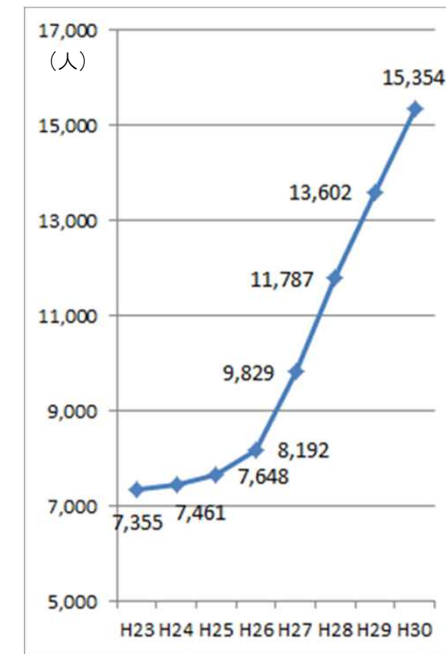
現状／広島県の取組

- 県内では、中小企業を中心に、あらゆる業種で厳しい人手不足に直面しており、技能実習生など外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・有効求人倍率(H30平均)は、2.05倍(全国3位)
 - ・外国人雇用事業所の6割は規模30人未満の事業所であり、100人未満の事業所を含めると8割に達する。
 - ・県内の外国人労働者のうち、技能実習生が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍（15,354人、全国3位（H30））に達している。

広島県内の外国人労働者雇用事業所の状況 単位:事業所数・人・%

事業所規模	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比	一事業所あたりの外国人労働者数
30人未満	2,640	60.2%	10,274	32.3%	3.9
30～99人	907	20.7%	6,648	20.9%	7.3
100～499人	547	12.5%	8,085	25.4%	14.8
500人以上	144	3.3%	6,406	20.1%	44.5
不明	149	3.4%	438	1.4%	2.9
計	4,387	100.0%	31,851	100.0%	7.3

広島県内の技能実習生数



- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 (交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)
 (交付対象)全地方公共団体
 (補助率, 限度額)整備…10分の10, 外国人住民数に応じ200～1,000万円
 運営…2分の1, 外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については, 地方交付税措置あり)

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 外国人材の受入・共生

- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)
(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)
(交付対象)都道府県, 政令指定都市など
(補助率, 補助額)2分の1, 上限なし(地方負担について, 地方交付税措置なし)

- 生活環境に関する外国人調査結果(平成31年2月広島県実施)
日常生活で困っていること
 - ①日本語ができない
 - ②災害時に情報が分からない
 - ③病院に行くときに通訳が見つからない など

課題

- 人手不足分野に対応した受入分野の柔軟な追加
今回の就労可能な14分野には, 人材需要の高い小売業, 運輸業やサービス業の多くは含まれておらず, 引き続き各業界における受入ニーズを把握する必要がある。
- 企業において外国人材が高い生産性を発揮できる環境の整備
受入企業は中小企業・小規模事業者が中心となると想定されるため, 外国人材が貴重な戦力として活躍するには, 企業単独で解決できない課題について行政の支援が期待される可能性が高い。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備
外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として, 行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化, 母語で相談を受けられる窓口の整備, 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
また, 外国人に対して, 地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん対策の推進

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化について

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付け、実施を義務化すること。
- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

2 受動喫煙防止対策の強化に伴う保健所の体制強化について

- 受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の全面施行(R2. 4月)により、飲食店等の施設管理者に対する規制が強化されるため、
 - ・ 保健所の指導的業務に関するガイドラインの作成や、人員増のための地方交付税措置を行うこと。
 - ・ 国の責任において、国民や関係団体への周知を十分に行い、円滑な施行に努めること。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) がん対策の推進

広島県の実施



・がん検診受診率向上
キャンペーンの実施



・広島県がん対策推進
条例に基づく受動喫
煙防止対策の実施

現状

・がん検診受診率の低迷
(H28国民生活基礎調査での受診率)

胃	肺	大腸	子宮頸	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%

全て50%未満

・飲食店における禁煙・分煙
対策の実施率が低い

【禁煙・分煙実施率】

52.6%

【条例遵守率】

56.5%

【受動喫煙の機会を有す
る者の割合】

32.5%

(広島県調査)

課題

区分	がん検診	特定健診
実施主体	市町村(努力義務) 職域(実施の義務なし)	保険者(義務)
検診対象者	住民 (年齢の規定なし)	40-79歳の者
対象者数等の データを把握する仕組み	市町村(あり) 職域(なし)	あり

※ 職域においては、対象者数等のデータを定期的に把握する
仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施
することができていない。

● 受動喫煙の機会が多いと見込まれる飲食店等において受動喫煙防止対策が十分に進んでいるとはいえず、
保健所等による対策の指導を進める必要がある。

目標

- 5つのがん検診の受診率が50%以上(R4)
- 飲食店における受動喫煙の機会を有する者の割合
が12%以下(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

不特定多数の者等が利用する大規模建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所, 社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁:総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省】

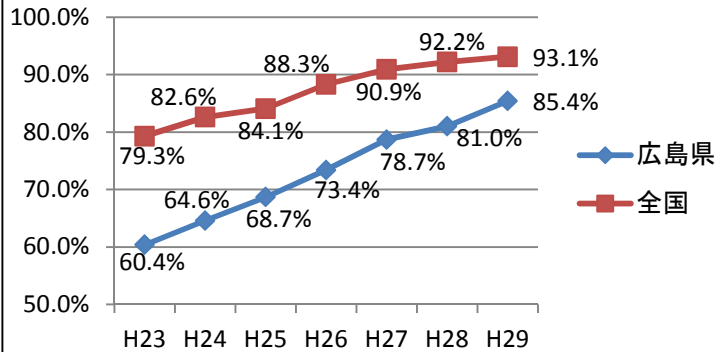
4 安心・安全な暮らしづくり (3) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和2年度も「広島県耐震改修促進計画(第2期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の建築物について、着実に耐震化を進めていくこととしている。

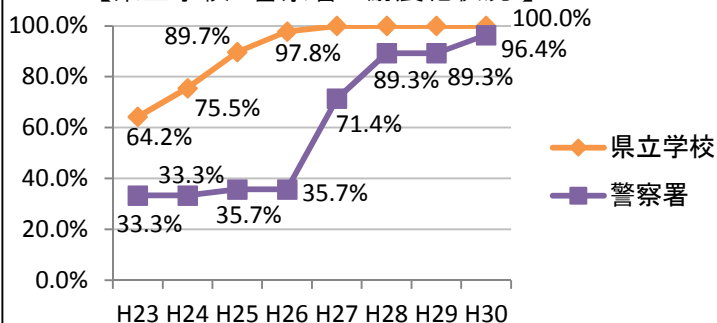
現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化

【防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況】



【県立学校と警察署の耐震化状況】



広島県耐震改修促進計画に基づく取組

<p>多数の者が利用する建築物等</p>	<p>(1) 市町の補助制度の継続、創設の促進 目指す姿/目標</p> <p>(2) 公共建築物の計画的な耐震化</p> <p>(3) 所有者への意識啓発</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,700) </div>
<p>大規模建築物※1</p>	<p>(4) 耐震化状況の公表による促進</p> <p>(5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成 耐震改修: R2までに100% (該当棟数: 265) </div>
<p>避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)</p>	<p>(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 広域緊急輸送道路を指定し義務付け</p> <p>(7) 民間建築物の耐震化促進 ① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数: 265) </div>
<p>防災拠点建築物※3</p>	<p>(8) 耐震化状況の公表による促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震診断※2: H29までに100% →未達(H30末 99%) (該当棟数: 882) </div>

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法、又は、広島県耐震改修促進計画により、所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの

※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり (3) 建築物の耐震化の促進

課題

- 令和2年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化対策を推進していく必要がある。
- 早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり (3) 建築物の耐震化の促進

参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R2概算要求等の状況
		対象棟数	耐震改修未実施			
多数の者が利用する建築物	大規模建築物 ※1	265	53	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ 財政措置の拡充 (特別交付税の措置率1/2の嵩上げ) ○耐震化への意識不足 ⇒ 地方に加え国においても啓発強化	防災・安全交付金 R2: 12,611億 ※5 (対前年度比121%) 耐震対策緊急促進事業 R2: 120億 (対前年度比100%)
	広域緊急輸送道路沿道建築物	265	調査中	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~		
	防災拠点建築物 ※2	882	85	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
保育所	公立	220	139	なし	財政措置の充実が必要	—
	私立	109	79	国 1/2 地方 1/4	(保育所等整備交付金)	R2: 787億 ※5 (対前年度比121%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国 1/2 地方 1/4 ※4	財政措置の充実が必要	R2: 994億 ※5 (対前年度比119%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

本県の北部・西部を中心に、米軍機の低空飛行訓練に関する目撃情報が多く、基地周辺以外(4か所)でも、国及び市町が設置している騒音測定器において、年間100日を超える騒音(70dB以上)が測定されている。

こうした低空飛行訓練により、県民の平穏な日常生活に影響が生じている実態は容認できるものではない。

また、短期間に重大な航空機事故が相次ぎ、十分な原因究明がなされず、詳細説明もないまま、訓練が継続される状況や、岩国基地への空母艦載機部隊の移駐に伴い、騒音(70dB以上)の測定回数が増加するなど、住民は不安と懸念を抱いている。

ついては、こうした現状改善のため速やかに次の措置を講じるよう強く要請する。

<移駐前後における国測定器による騒音(70dB以上)測定回数の比較>

県内6か所(※H30.4測定開始2か所分除く)のうち、移駐前(H28.12~29.8)と移駐後(H30.12~R1.8)を同月比較し、伸びが大きい事例

廿日市市八坂公園:6.5倍 北広島町西八幡原:6.4倍 大竹市阿多田島:4.7倍

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- ・ 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- ・ 地域行事への配慮など、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること。
- ・ 飛行ルート及び訓練内容について、国の責任において関係自治体及び住民へ事前に情報提供すること。

国への提案事項

2 騒音被害の実態把握及び自治体への財政措置を含む必要な対策の実施

- ・騒音被害の解消に向け、学校等の防音対策など必要な措置を講じること。
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること。
例)米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、空域下の自治体交付金の創設及び
学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設(再編交付金の拡充)
- ・航空機観測カメラや騒音測定器の設置等、調査体制を充実し、実態を把握すること
また、国が設置する騒音測定器の測定結果をすみやかに提供すること。
- ・県内市町が設置する騒音測定器の測定結果を国においても活用すること。

3 航空機の安全対策の徹底等

- ・飛行運用の見直しを含めた、米軍航空機の安全に係る抜本的な対策について、早急に検討し実施すること。
- ・米軍航空機による事故が発生した場合には、当該事故の原因を早期に究明し、実効性ある再発防止策を講じるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- ・米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること。
- ・米空母艦載機の離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- ・岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

【提案先省庁：外務省，防衛省】

4 安全・安心な暮らしづくり

(4) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

現状／施策の背景・経緯

訓練空域下の自治体
への対策はない

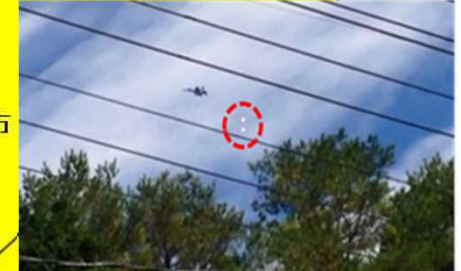
空母艦載機部隊の移駐完了(H30.3)
四国沖で岩国所属機が墜落(H30.12)

岩国基地

外来機の飛来, 騒音増



フレア発射訓練(H29.10 北広島町)



平成30年度 米軍機の低空飛行訓練
苦情件数 1,843件
実日数 226日(7市2町)
うち 週末・休日 20日
夜間・早朝 70日

▽騒音(70dB以上)測定回数(12月~8月の比較)
※艦載機移駐: H29.11月末に30機増加, H30.3月末完了 計60機増加

国測定器設置場所	H28.12~H29.8 (A: 移駐前)	H29.12~H30.8 (B: 移駐本格後)	H30.12~R1.8 (C: 移駐後)	増加回数(倍) (C)-(A) (C/A)	最大回数(倍) (A)と(C)の比較
① 大竹市阿多田島	1,129	2,751	2,682	1,553 (2.38)	5月: 128→604 (4.7倍)
② 廿日市市八坂公園	277	500	527	250 (1.90)	5月: 24→155 (6.5倍)
③ 北広島町西八幡原	355	498	645	290 (1.82)	5月: 37→235 (6.4倍)
(6カ所計)	(2,064)	(4,213)	(4,283)	(2,219) (2.08)	

4 安全・安心な暮らしづくり

(4) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

○防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)

障害防止工事に対する助成(学校・病院等の防音)

(交付対象) 地方公共団体

(障害の条件) 自衛隊等の航空機の離陸, 着陸等のひん繁な実施

(対象施設) 学校, 病院, 診療所 等

(補助基準) 学校の場合 : 1授業単位時間(50分)のうち, 70dB以上の音響が10回以上
又は80dB以上の音響が5回以上あり, かつ1週間の総時間の20%以上
である場合に補助

(補助率) 10/10

○騒音等による住民の被害事例(市町に寄せられた声)

学校や一般家庭, 役場等から, 米軍機の飛行訓練による騒音等により, 恐怖や平穏な生活に影響が生じたとの被害情報が寄せられている。

- ・朝は戦闘機の音で驚いて目が覚めるほどだ。
- ・乳児がおり, 寝ている途中で何回も飛んでくるので, 起こされ泣いている。
- ・何が起きているのか。二重サッシなど防音措置を講じてもらわないと。
- ・午後8時41分, お寺での法話中大きな音がして迷惑だった。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が補償する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、地方税収の動向を的確に反映し、令和2年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

(3) 偏在是正措置により生じる財源の活用

消費税・地方消費税率引上げ時に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に必要な歳出として計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とすること。

(4) 会計年度任用職員制度の導入に向けた対応

会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改革に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

1 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充すること。

また、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のため創設された「地方創生推進交付金」に係る地方の財政負担については、令和元年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

2 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省】

現状及び課題

- 令和2年度の国の概算要求においては、一般財源総額は令和元年度に比べ、1.3兆円増の64.0兆円が見込まれるものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

◆一般財源総額

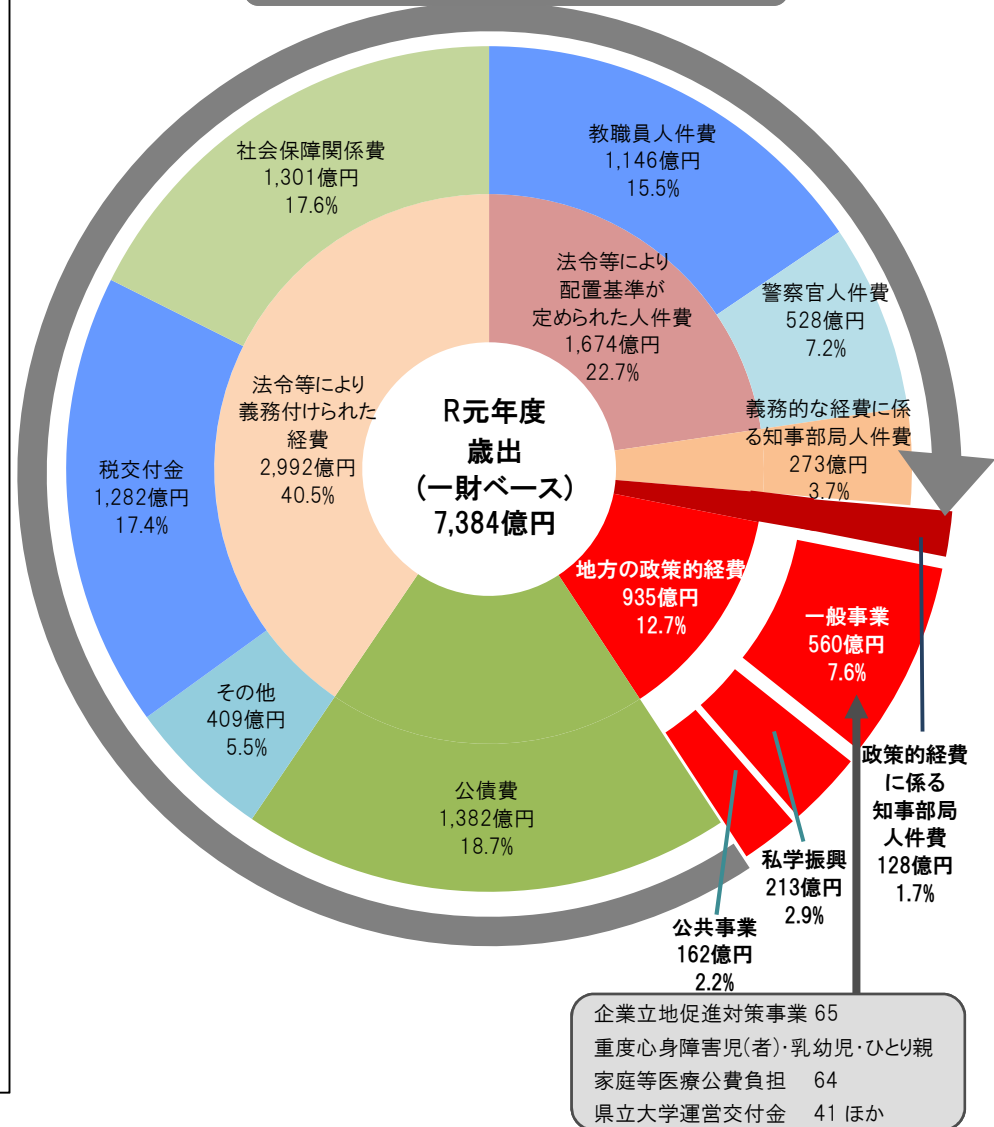
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2概算要求	64.0兆円	43.8兆円	16.8兆円	3.4兆円
前年度比	+1.3兆円	+0.5兆円	+0.6兆円	+0.1兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆551億円(R元年度当初予算) に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,384億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時的に基金残高は急減したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和元年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで200億円もの基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

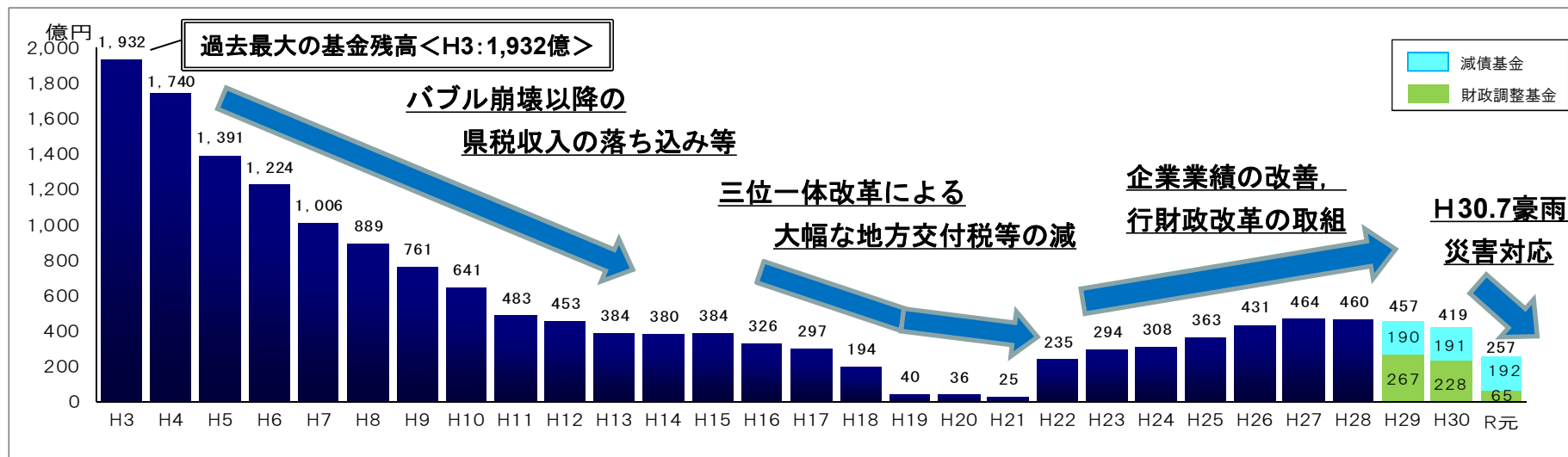
課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、まさに、今回の豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。

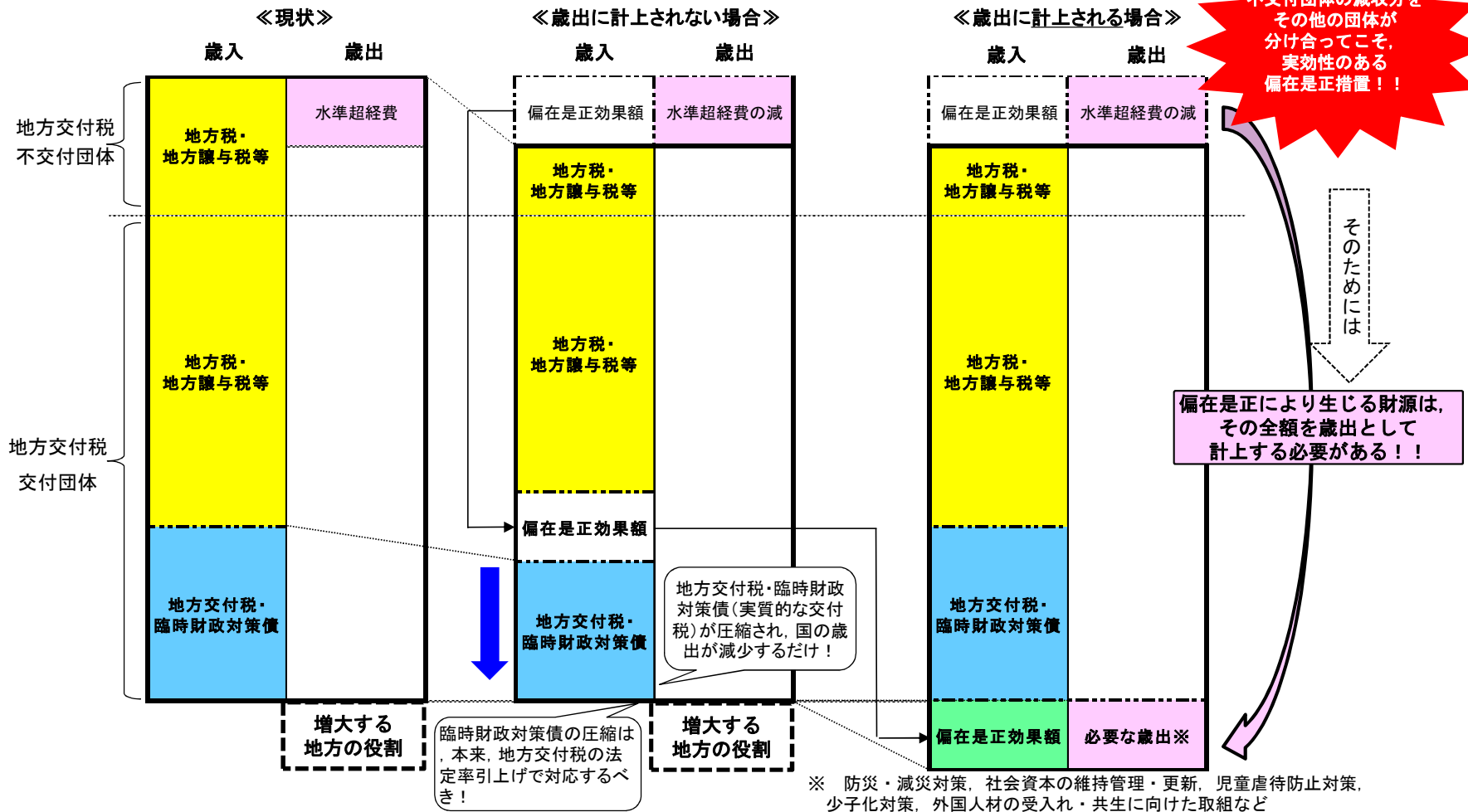
5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

地方法人課税の偏在是正について

都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、偏在是正により生じる財源は、地方へすべて還元！

【地方財政計画イメージ図】



5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
 - ・過疎対策事業債について、ソフト分を含めて前年度を上回る措置を行うこと。
 - ・公共施設等適正管理推進事業債について、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

併せて、平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを確実に反映するなど、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は、平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約3万6千か所、ため池が約2万か所など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

2 合併市町への財政措置

合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進しているが、東日本大震災や建設需要の増大などに伴い遅れが生じており、5年の再延長を機に、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- そうした中、平成30年7月豪雨災害の被災市町においては、早期の復旧、復興と併せて、地方創生の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 新たに「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

地方債計画 (億円)

項目	令和元年度	平成30年度
過疎対策事業	4,700	4,600
公共施設等適正管理事業(*)	4,320	4,320
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※)	6,084	0
緊急自然災害防止対策事業(※)	3,000	0
緊急防災・減災事業(※)	5,000	5,000
旧合併特例債	6,200	6,200

(※)については、R2年度まで

(*)については、R3年度まで(うち市町村役場機能緊急保全事業を除く)

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

水道広域連携にかかる財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
- ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和
- ・ 料金平準化に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など

より一層の支援措置を講じること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

- 水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさを増しており、事業を安定的に継続していくためには、経営・運営基盤の強化が不可欠である。
- 広島県では、県及び各市町の担当部局で構成される「広島県水道広域連携協議会」の場において、水道の広域連携にかかる検討を行っており、広域連携の推進に向けて、主体的に取り組んでいる。
- 国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等の間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

令和2年度概算予算等の状況

- ◆ 強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
650億円(前年度比166%)

課題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、対象事業者の拡充や時限規定が令和16年度まで延長されるなど交付金制度が見直しされたものの、資本単価90円/m³以下の事業者は対象外になるなどの要件が残されているため、協議会の中で交付金の対象から外れる事業者がいる。
広域連携推進のためには、施設整備に対する財政措置の要件緩和(交付対象事業者の要件撤廃)はもとより、広域化に係る認可申請書(創設認可・事業変更認可)の作成に多額の費用が必要なことから、ソフト施策に対する財政措置の拡大など、更なる支援が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で大きく異なっており、広域連携の推進のためには、料金平準化の激変緩和措置などへの財政措置が必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金	交付税措置
ソフト	都道府県水道ビジョン策定等経費(広域連携推進)	○	—
	水道事業経営戦略策定経費(広域連携推進)	—	○
	広域化に係る協議会の開催等の経費	○	—
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	創設
	広域化に係る事業認可申請に要する経費	創設	創設
	広域化に係るシステム統合等に要する経費	○	○
	広域連携後の料金平準化等に資する激変緩和措置	創設	拡充
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	拡充	○
	広域化の前段で必要となる施設整備に対する財政措置の要件緩和	○	○

凡例：○…財政支援制度がある(条件付き) 創設…制度の創設が必要 拡充…制度の拡充が必要

【水道事業の統合に係る財政措置の現況】

- ・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税措置を延長
- ・簡水統合後に実施する建設改良費への交付税措置
- ・市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債を充当 など

5 地方税財源の充実強化

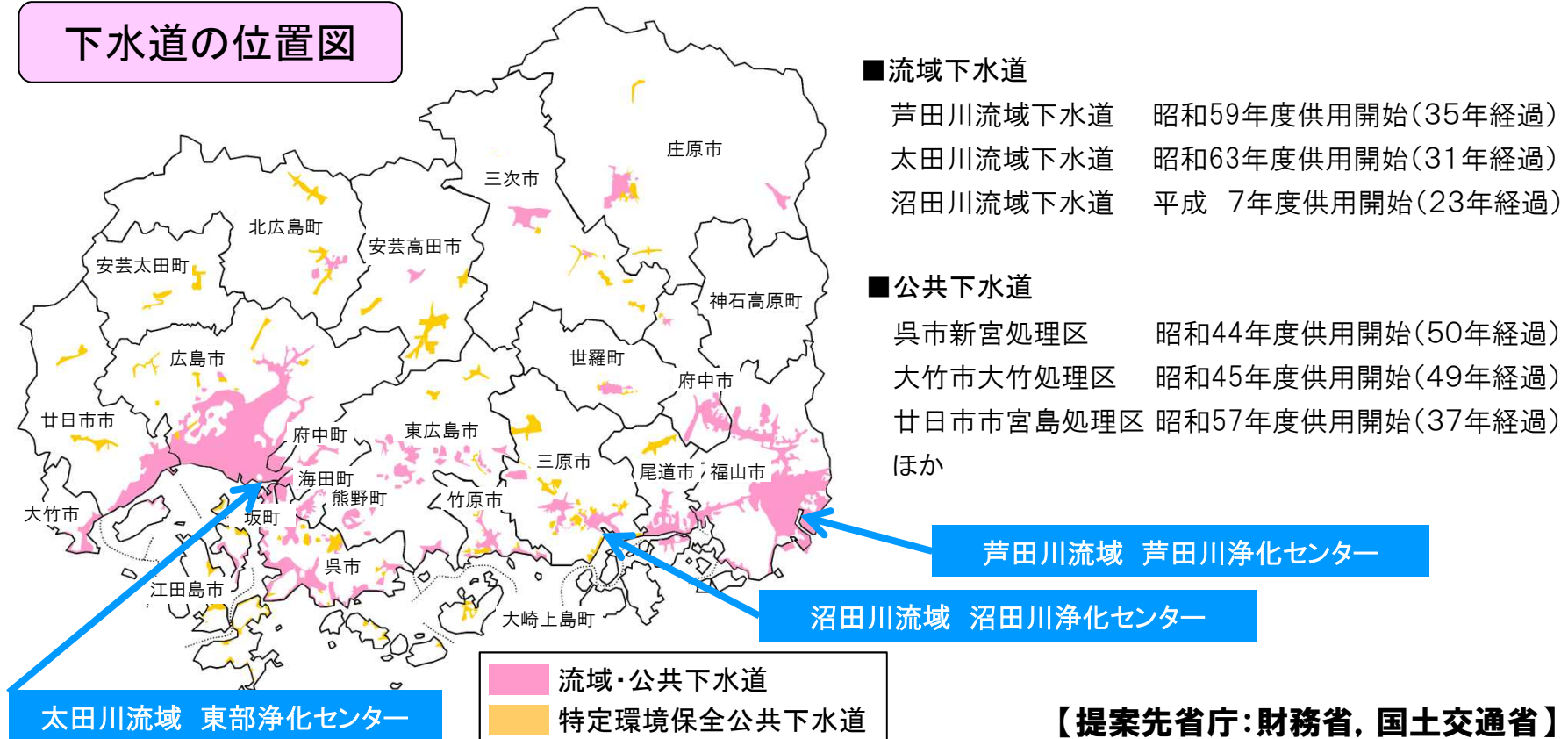
(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

国への提案事項

○ 下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

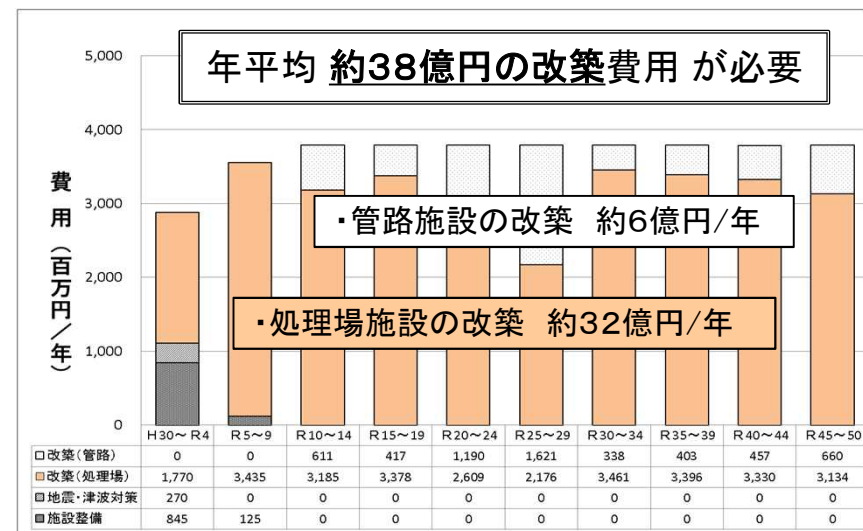
提案の背景

- 新下水道ビジョン加速戦略(国土交通省H29年8月策定)で「下水道の公共的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理」に取り組むとしている。
- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。
- このため下水道施設の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

課題

- 老朽化が進み、現在でも改築主体の事業となっており、10年後からは全額改築となる見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《流域下水道施設の50年間の必要額》



(単位:百万円/年)

5 地方税財源の充実 (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

下水道施設の現状

- 流域下水道は、膨大なストックを形成
 - ・下水処理場は3箇所(約8,000設備)
 - ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,965	28.4
芦田川流域下水道	3,214	39.6
沼田川流域下水道	860	43.2
合計	8,039	111.2

- 特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行
 - ・約半数の設備が耐用年数(約15年)を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	2,219(約6割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,182(約4割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	630(約7割が超過)



処理場内配管 腐食状況



処理場機械 腐食状況

広島県の取組

- スtockマネジメント計画(H30~R50)により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設	国庫補助率	根拠規定	
公共下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号	
	終末処理場	処理施設		5.5/10
		用地等		1/2
流域下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号	
	終末処理場	処理施設		2/3(※)
		用地等		1/2
都市下水路	市街地における下水排除施設	4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号	

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率 (上表と同じ)
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

「安心な暮らしづくり」「新たな経済成長」「豊かな地域づくり」に向け、住民の安全・安心を確保する国土強靱化、及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，国土交通省，農林水産省】

現状／施策の背景・経緯

- 近年，国の公共事業費が大幅に削減されてきた中，ここ数年は横ばいで推移
- 社会資本整備は，防災・減災に資するとともに，生産性向上，企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し，地方創生を下支えするもの
- 広島県では，「ひろしま未来チャレンジビジョン」(H22策定，H27改訂)を策定し，「安心な暮らしづくり」「新たな経済成長」「豊かな地域づくり」など目指す将来像を明確化
- とりわけ，ビジョンが目指す県土の将来像を実現するため，社会資本マネジメント方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し，ストック効果を重視した優先順位を踏まえた計画的な社会資本整備を推進
- 平成30年7月豪雨災害においても，砂防ダムが土石流や流木を捕捉し，下流の被害を防止・軽減した事例が報告されるなど，社会資本整備の重要性が再認識された
- 国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し，広島県においても県土の強靱化に向けて防災・減災対策を加速

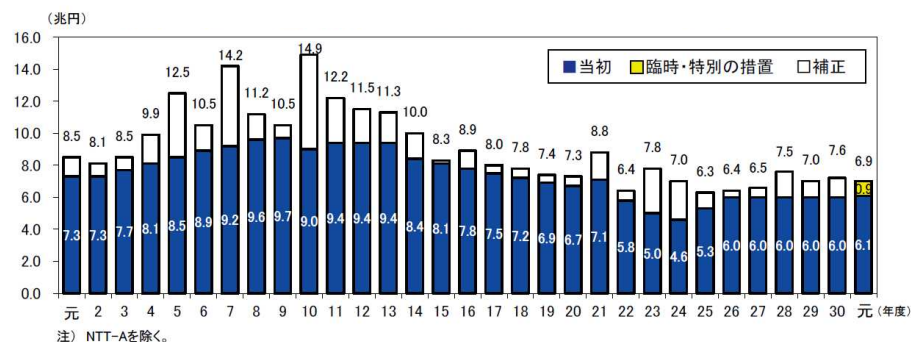
6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

課題

本県の防災・減災対策を充実・強化し，地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが，近年の大規模災害の頻発等を踏まえると，今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。

【公共事業関係費の推移】



出典：日本の財政関係資料[令和元年6月 財務省]

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

1 災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のための財政的支援

あらゆる災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のため、公共事業予算枠の増額や補助率の拡充、地方単独事業による防災インフラ整備に対する地方財政措置(緊急自然災害防止対策事業費)の継続を含め、財政措置に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

とりわけ、近年に発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止の推進については、特段に配慮するとともに、土砂災害警戒区域等に関するソフト対策にも配慮すること。

【平成28年6月豪雨災害※，平成29年7月豪雨災害※，平成30年7月豪雨災害】

▶ 各種ハード・ソフト対策等を確実に推進するための財政措置

※県東部地域(瀬戸川流域，手城川流域)における浸水被害など

3 地方の実情に即した予算配分

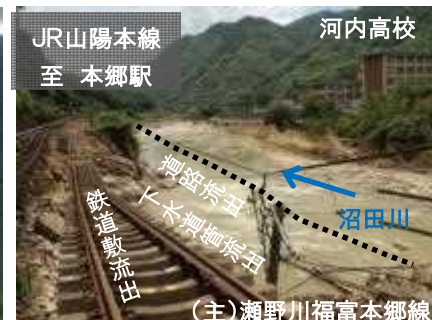
地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。



福山市の浸水状況



熊野町土砂災害発生状況



(主)瀬野川福富本郷線

死者:138名
行方不明者:5名
(令和元年7月3日時点)
全壊家屋:1,162棟
半壊家屋:3,628棟
一部損壊:2,166棟
土砂災害:1,242箇所

【平成30年7月豪雨災害の被災状況】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による治水対策の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川, 江の川, 芦田川等 [県事業]沼田川, 手城川, 瀬戸川, 福川, 内神川, 国兼川, 入野川, 特定構造物改築等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]池田新池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防, 急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業, 地すべり対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策, 港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東) [県事業]広島港海岸(江波, 坂, 廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東地区) / [県事業]尾道系崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道系崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備, 橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	(国)375号 引宇根:道路改良, (主)呉平谷線:道路改良, (主)瀬野川福富本郷線:道路改良 (国)186号 翠橋:橋梁耐震補強, (国)487号 早瀬大橋:橋梁耐震補強 (国)182号(福山市百谷):法面对策, (国)432号(庄原市川北町):法面对策 (臨)廿日市草津線:臨港道路整備(4車線化)等
--------	--

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省, 農林水産省】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

① 河川改修等による治水対策の推進

現 状／平成30年7月豪雨災害

- 今回の豪雨災害により、県内の多数の河川において、浸水被害や護岸崩壊等の被災が数多く発生している。
- 上流域では多くの土砂崩壊が発生しており、下流の河川には降雨の度に継続的に土砂が供給され、土砂堆積が生じている。

課 題

- 「平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会」の提言も踏まえ、河川の流下能力の向上や堤防護岸の強化等に最優先で取り組むことが必要。
- 土砂堆積の顕著な箇所では流下能力が低下しているため、継続的な堆積土砂等の除去が必要。



三原市本郷町の浸水状況



広島市安佐北区の浸水状況



庄原市の浸水状況

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

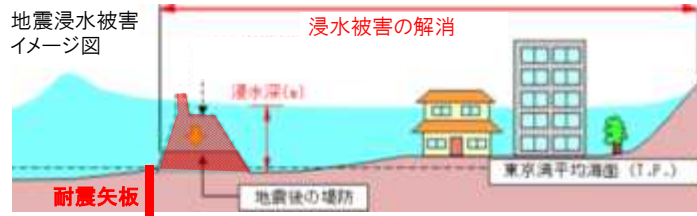
① 河川改修等による治水対策の推進

現状

- 人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。
- 県内には未改修河川が多く、豪雨などによる家屋浸水被害が繰り返されている。
- 排水機場のポンプ等の老朽化が進んでおり継続的な機能確保が重要である。

①京橋・猿猴川 地震・高潮対策事業

護岸整備・耐震対策の実施
⇒津波・高潮から浸水被害を防止



猿猴川整備状況



津波浸水想定	
【想定される浸水深】	
30cm未満	30cm以上1m未満
1m以上2m未満	2m以上3m未満
3m以上4m未満	4m以上5m未満
5m以上	

課題

- 堤防の耐震性向上や、平成30年7月豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるため、これらの事業に重点的に予算配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。
- 家屋浸水被害が繰り返される河川の改修や長寿命化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。

②手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築事業

ポンプ増設・河川改修の実施
⇒内水排除対策(福山市)と連携し床上浸水被害を解消



浸水状況①(H30.7)



② 土砂災害防止施設等の整備推進

現 状／平成30年7月豪雨災害

- 平成30年7月豪雨災害による本県の土砂災害の発生件数は、近年の全国の土砂災害発生件数（約1,000件/年）を上回る1,242件であり、死者も87名と甚大な被害が発生している。
- 本県では、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、国や市町と連携を図りながら、「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画」により、砂防ダム等の整備に取り組んでいる。



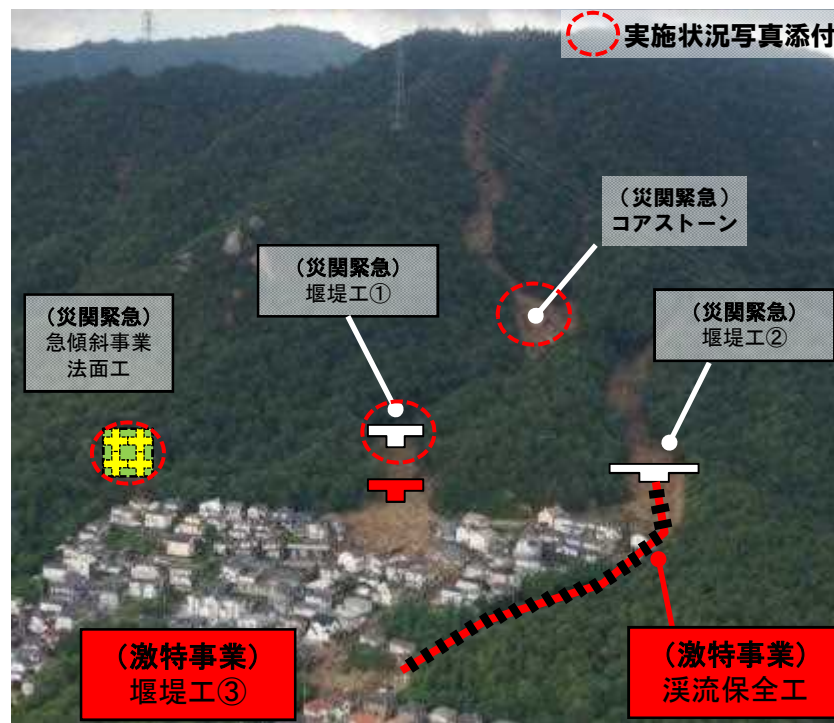
災関緊急の実施状況（安芸郡熊野町川角）

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

今回の豪雨災害による被災は、広域的かつ大規模なものであり、再度災害を防止するため、引き続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保する必要がある。



被災直後の状況(安芸郡熊野町川角)

② 土砂災害防止施設等の整備推進

現 状

- 平成30年7月豪雨被災地における一日も早い復旧・復興に向け、防災施設整備を国や市町と連携を図りながら計画的に進めている。
- 「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、重点的に土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域の縮小にも取り組んでいる。
- 7月豪雨災害では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減する等の施設効果が確認されている。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組を進め、「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」等のソフト対策も推進している。



土石流を捕捉した砂防ダム(海田町)

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 被災地の早期復旧・再度災害防止に向けた着実な工事の実施が必要。
- 県内の土砂災害警戒区域の総数が、47,428箇所(全国最多)となり、新たに対策が必要となる箇所が増加する見込み。
- 土石流を捕捉後、砂防堰堤の機能復旧に必要な除石が速やかに実施できるよう財政支援が必要。
- 「平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会」で提言された予防対策、石積砂防堰堤の補強、流木対策・土砂洪水流対策等を進めることが必要。

<土砂災害特別警戒区域の解除及び一部解除事例>



③ 高潮・津波対策等による治水対策、
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点
の整備の推進

6 社会資本整備の推進
(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

現 状

- 平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある

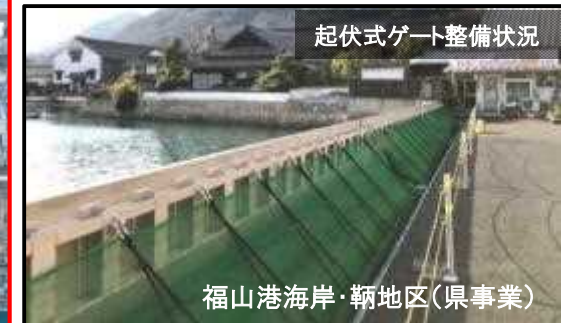
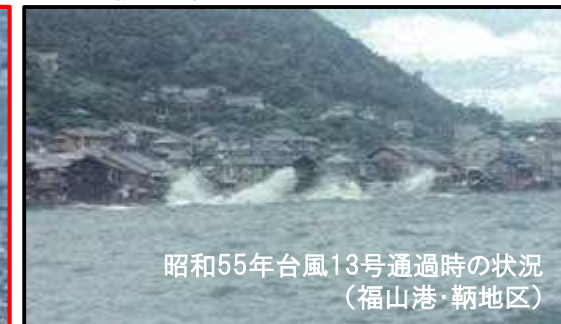
課 題

- 過去に浸水実績のある海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応

耐震対策



高潮対策



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

④-1 緊急輸送道路の機能強化 (道路改良及び法面防災対策)

現状

- 県内各地で豪雨による法面崩壊や落石が頻発
- 緊急輸送道路が被災し、物資輸送機能が麻痺
- 通行止め等により社会経済活動に多大な影響

課題

発災後の迅速な救命・救急活動や円滑な復旧を支えるため、緊急輸送道路の更なる機能強化が必要

【事例】 平成30年7月豪雨では、幹線道路の被災等により呉市中心部が3日間にわたり孤立

災害の状況

① 広島呉道路・国道31号
【土石流による道路損壊】



被災状況(土石の流出) ①
← 広島呉道路 (全面通行止)
9月27日復旧
← 国道31号 (全面通行止)
ベイスайдビーチ坂

暫定開放状況(国道31号)
国道31号 (全面通行止)
ベイスайдビーチ坂
国道31号迂回路 (7月11日啓開完了)

国道31号の早期復旧(5日以内)
国土交通省中国地方整備局により、『ベイスайдビーチ坂』の駐車場を活用し国道31号の迂回路を設道

発災直後の呉市内の状況



凡例
 第一次緊急輸送道路
 第二次緊急輸送道路
 主な事前規制区間(雨量)
 主な災害規制区間

広島呉道路の代替路線として機能
 (主) 呉平谷線 BP整備区間

事前通行規制解除のための法面対策には、膨大なコストが必要

(主) 呉平谷線 バイパス整備により安全・安心な道路を確保し、緊急輸送道路ネットワークの機能強化を図ることが重要

【期待される効果】

リダンダンシーの確保	規制区間の解消	落石・土砂崩れ等のリスク回避
------------	---------	----------------

災害の状況

② 国道375号 上段原橋
【土石流による橋梁の流出】



被災状況 ②
土石流により、橋梁が流出

暫定開放状況 (8月18日啓開完了)

1 道路改良による機能強化

リダンダンシーを強化し、災害に強い道路ネットワークを構築



①被災状況(H30.7) ②被災状況(H30.7)
 (主) 瀬野川福富本郷線 (主) 瀬野川福富本郷線

(主) 瀬野川福富本郷線
 今回の被災箇所も回避できるバイパスを整備中

2 法面防災対策の実施

頻発する道路法面崩落等を踏まえ、道路法面对策を加速化



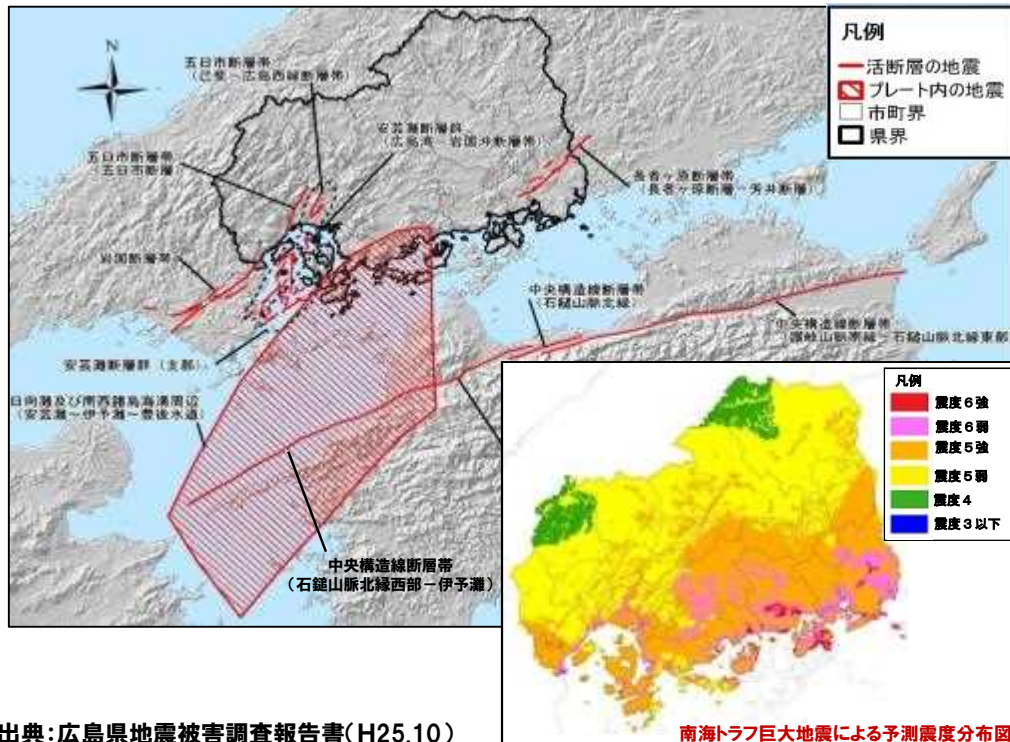
被災状況(H30.6)
 (国) 191号 道路法面崩壊

④-2 緊急輸送道路の機能強化
(橋梁の耐震補強)

現 状

- 北海道胆振東部地震(H30.9), 大阪府北部地震(H30.6) 熊本地震(H28.4)など, 全国各地で大地震が頻発
- 本県においても, 直下型地震や南海トラフ巨大地震など 大規模地震への災害リスクが高まっている
- 大規模地震の発生に伴い, 橋梁が落橋等の被害を受け, 緊急輸送道路としての役割を果たすことができなくなる ことが懸念される

直下型地震のリスクを高める断層等の位置図



出典: 広島県地震被害調査報告書(H25.10)

南海トラフ巨大地震による予測震度分布図

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

大規模地震発生時にも被害の拡大を防ぎ, 迅速な救命救急活動や円滑な物資輸送等が行えるよう, 特に跨線橋, 跨道橋及び社会経済活動に多大な影響が生じる渡海橋等への対策の加速

特に耐震性能の向上が急がれる橋梁の例

跨線橋



(国)186号 翠橋(大竹市)

渡海橋



(国)487号 早瀬大橋(呉市~江田島市)

跨道橋



(国)317号 新山波橋(尾道市)

広域的な災害支援に資する路線



(国)375号 新大渡橋(東広島市)

緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強に
必要な予算の確保を要望する

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

現 状

本県では、平成26年8月の大規模土砂災害を受け、平成27年度に改定した総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」等においても、災害時の被害を最小限にするための県土の構築に強力に取り組むこととしている。

課 題

近年の国の公共事業予算の削減により、真に必要とする防災上重要な社会資本整備を着実に実施することが厳しい状況が続いている。

【各施設の整備状況】

施 設	項 目	実 績 (H31.3)	成果目標 (R2)
河川	洪水・高潮に対する防護達成人口率	61.5%	63.0%
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	62.6%	64.4%
道路	緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (地震により落橋・倒壊が発生しないレベル以上の対策)	81.4%	83.0%
	法面災害防除対策箇所数 (平成25年度及び平成27年度の点検により対策が必要とされた550箇所)	144箇所	230箇所
砂防	土砂災害から保全される家屋数	約 104,200 戸	約 105,700 戸
治山	山地災害危険区域の整備率	33.7%	33.8%

6 社会資本整備の推進

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

国への提案事項

社会資本の適正な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適正な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、点検等に係る起債制度の拡充など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

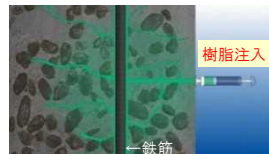
現状／広島県の取組

- 国では、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充や「大規模修繕・更新補助制度」の対象事業の要件を緩和
- 広島県では、今後の取組方針を取りまとめた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や施設分類毎に「修繕方針」を策定し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化
- また、コスト縮減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を創設し、これまでに80技術を登録し、48技術を県内公共事業で活用

＜登録技術例＞



＜橋梁床板の診断技術＞



＜コンクリート補修技術＞

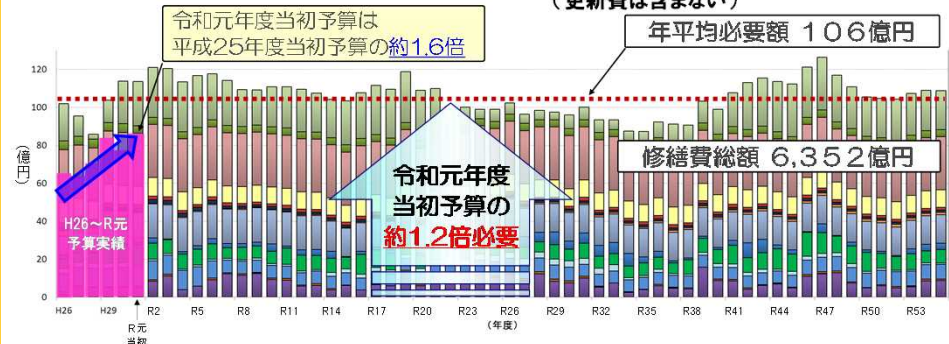
- さらに、施設管理者の違いによらず、地域の施設を適切に維持管理する体制等について、県・市町等で検討する「広島県公共土木施設等老朽化対策連絡会議」を設置

課題

- ① 今後、多くの既存インフラの老朽化が懸念されている。
- ② 災害時に防災施設や緊急輸送道路など、既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、計画的かつ戦略的な維持管理が必要である。
- ③ そのため、老朽化対策の予算を増額し、適切な維持管理に努めているが、更なる維持管理費の増大が見込まれる中、これらを着実に実施することが厳しい状況となっている。
- ④ 加えて、適切な維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化しており、ICT・IoTなどの高度化にも対応した新技術の活用など、さらなる維持管理の効率化を進める必要がある。

＜主要な26種類の施設で60年間の修繕費総額を試算＞

(更新費は含まない)

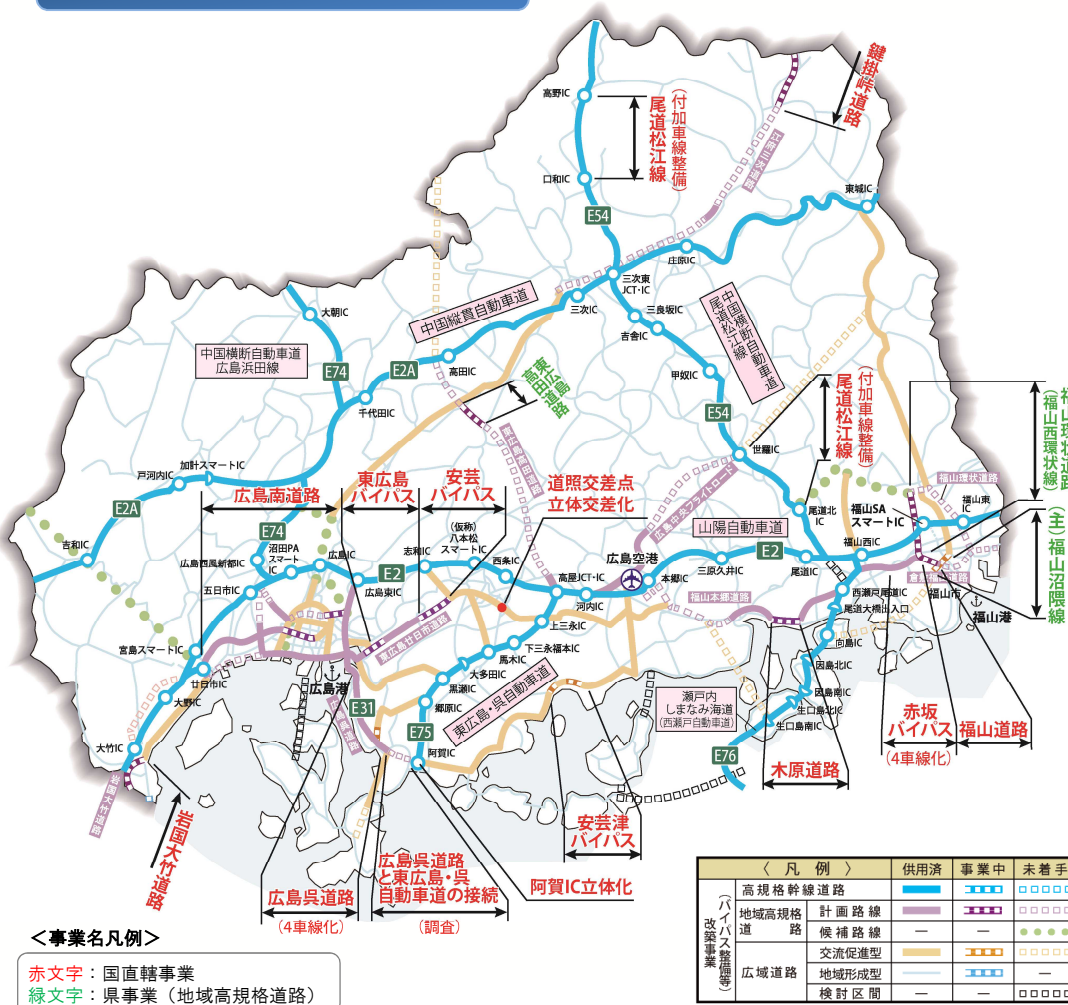


6 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

主な国直轄事業要望箇所等



- 1 広域ネットワークを形成する高速道路の機能強化・直轄国道バイパスの整備促進
- 2 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 3 都市基盤を強化する街路事業の推進
- 4 平常時・災害時を問わない道路ネットワークの構築に向けた重要物流道路の指定・整備促進
- 5 道路予算総額の安定的な確保、及び補助制度の拡充

2020年代初頭までの整備を要望する

- ◆一般国道2号 東広島・安芸バイパス
- ◆一般国道2号 道照交差点立体交差化
- ◆一般国道2号 木原道路
- ◆東広島・呉自動車道 阿賀ICの立体化
- ◆尾道松江線(付加車線整備)

【提案先省庁：財務省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進

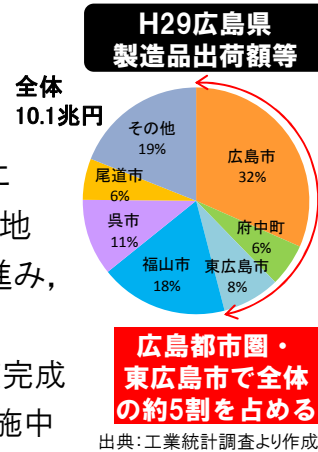
(4) 道路ネットワークの整備促進等



広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

現状

- 国道2号(現道)の渋滞による物流の信頼性低下
- 広島都市圏や東広島市を中心に多くの自動車産業のサプライヤーが立地
- 東広島市では産業団地造成が進み、令和2年度迄に順次操業開始
- 広島港五日市地区では令和4年度完成を目指し、産業用地とする工事を実施中



課題

国道2号の慢性的な渋滞を解消し、企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要



一般国道2号上瀬野付近(広島市)

提案

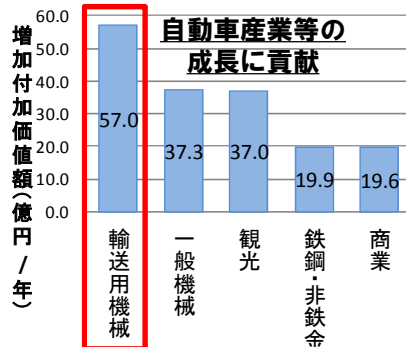
- 新たな設備投資や、企業立地につながる
- 一般国道2号
 - ・東広島・安芸BPの早期整備
 - ・道照交差点立体交差化の早期整備
 - ・広島南道路(明神高架)の整備促進
 - 広島南道路(商工センター以西)の早期事業化
 - (仮称)八本松SICの早期事業化
 - 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進

【広島県試算】

東広島廿日市道路整備による地域経済への効果予測

広島県内の経済効果は約335億円/年

付加価値額の増加が大きい産業



自動車産業のサプライチェーン強化の事例



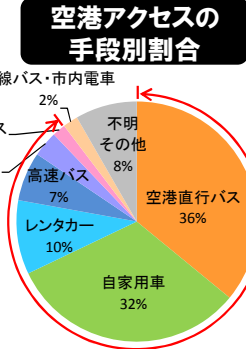
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

現状

- 令和3年の広島空港の経営改革の導入に向け、道路系アクセス強化の取組実施
- 空港へは道路利用が約9割、広島市域からの利用者が約5割
- 事故や大雨等による高速道路の交通渋滞や通行止めの影響を受ける空港アクセス
- 代替路である現道(国道2号)の慢性的な渋滞



道路利用が約9割
出典：国土交通省 H29航空旅客動態調査



課題

平常時・災害時を問わない広島空港への高いアクセシビリティ(速達性, 定時性, 代替性, 多重性)の実現が必要



提案

- 令和3年の空港経営改革の導入に向けた
- 一般国道2号東広島・安芸BP, 道照交差点立体交差化の整備促進
- 主要地方道矢野安浦線等の整備推進のための財政措置
- 更なる道路系アクセスの信頼性向上のため
- 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加)
- 広島呉道路(4車線化)の整備促進
- 東広島・呉自動車道 阿賀ICの立体化の早期整備
- 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

現状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業着手)
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
- 福山市西部, 及び北部の産業団地と産業集積地, 福山港とのアクセスが脆弱

福山市中心部の
2区間が上位に

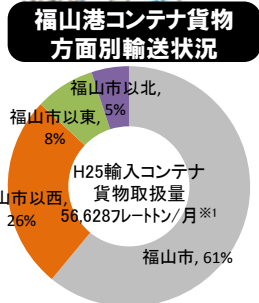
一般国道2号渋滞ランキング(H30)

順位	渋滞損失時間*	市区町村	区間名
1	119	広島市	東雲インター入口交差点～出汐町交差点
2	95	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
3	90	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
4	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

出典: 渋滞ワーストランキングのとりまとめ(平成30年)(国土交通省)より作成
※渋滞損失時間: 混雑により余計にかかる時間(単位: 万人・時間/年)



一般国道2号赤坂BP東口交差点付近 一般国道2号神島橋西詰交差点付近



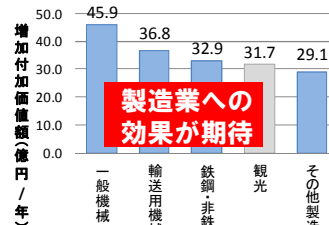
課題

福山市中心部の渋滞を緩和し、
企業等の生産性向上に資する
道路ネットワークの構築が必要

広島県内の経済効果は
約387億円/年

【広島県 試算】

倉敷福山道路(全線供用)整備
による地域経済への効果予測



提案

- 一般国道2号福山道路の整備促進
- 地域高規格道路福山西環状線, 主要地方道福山沼隈線の整備推進に向けた財政措置
- 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進



※1フレートン: 港湾取扱量の単位であり, 容積1.113立方m又は重量1,000kgを1フレートンとし, 容積, 重量のどちらか大きい方をもって計算する。 ※2 国土交通省: H29港湾統計

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



県土強靱化に向けた災害に強い道路ネットワークの構築

現状

- 平成30年7月豪雨災害では、山陽自動車道や国道2号など幹線道路の多くが被災し、特に広島-呉間では、広島呉道路の被災により、国道31号の渋滞が長期間継続し、支援物資の輸送や企業の経済活動、通勤、通学など県民の日常生活に大きな影響が生じた。
- 緊急輸送道路において地震により落橋・倒壊が発生しないレベルの耐震化が必要な橋梁194橋、H25.27道路法面点検結果における要対策箇所550箇所

課題

県土強靱化に向けた災害に強い道路ネットワークの構築が必要

提案

- 広島呉道路(4車線化)の整備促進(再掲)
- 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加)(再掲)
- 一般国道2号東広島・安芸BP等の整備促進(再掲)
- 広島呉道路と東広島呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化(再掲)
- 主要地方道呉平谷線等の整備推進に向けた財政措置
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、インフラの強靱化の着実な実施と推進のための財政措置
- 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進



道路の防災・減災対策



法面災害防除工事例 (落石防止)



橋梁耐震工事例 (落橋防止)

大手物流事業者の声

災害時のリダンダンシー確保

平成30年7月豪雨災害では国道2号の中野東が通行止めになると思わなかった。山陽道が通れなくても、安芸バイパスがあれば利用した。災害時など、道路の選択肢が複数あるのがよい



上:山陽自動車道 下:国道2号



広島呉道路、一般国道31号(坂町)

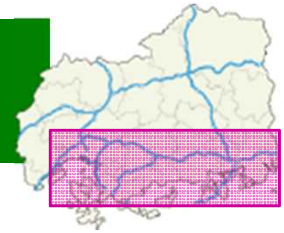
道路網の寸断により企業活動や県民生活に著しい影響



生活物資の枯渇

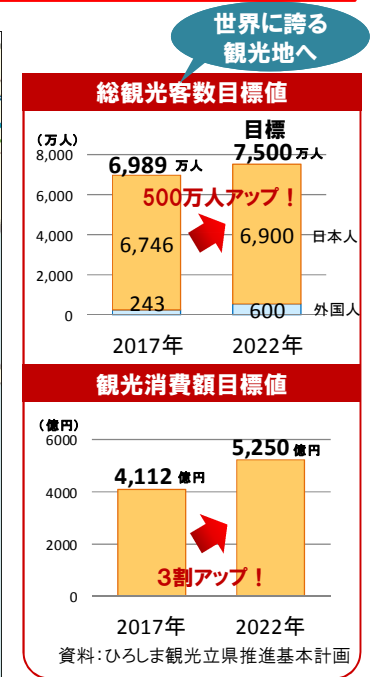
上:国道31号, 下:呉市のスーパー

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

現 状	課 題	提 案
<ul style="list-style-type: none"> ○ひろしまブランド、瀬戸内ブランドの確立により世界に誇れる観光地を目指し、取り組みを実施 ○2つの世界遺産や瀬戸内海、中国山地、サイクリング等の多彩な観光資源が集積 ○総観光客数は平成24年以降、5年連続で過去最高値を更新 ○観光客は原爆ドームと宮島に集中 ○井桁状高速道路ネットワークにより観光地へのアクセス性は高いものの、都市内渋滞等が観光周遊の大きな妨げに 	<p><u>ICアクセス、観光地間アクセス、都市内道路の整備により、広域観光周遊を促す道路ネットワークの形成が必要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般国道2号東広島・安芸BP等の早期整備 ○広島呉道路(4車線化)の整備促進 ○東広島・呉自動車道 阿賀IC立体化の早期整備 ○一般国道432号、主要地方道鞆松永線等の整備推進に向けた財政措置



6 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等



安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

現状及び課題

A. 都市的機能の享受を可能とする地域と拠点間の円滑な移動



道路改良

B. 買い物、通院等、地域住民の日常生活を支える道路整備

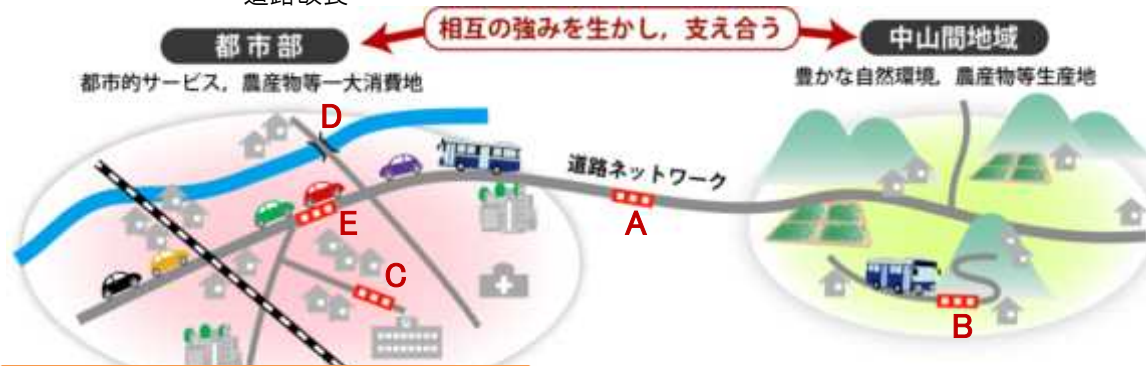


待避所の設置

C. 総合的な交通安全対策の推進



通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策や未就学児等の移動経路における交通安全対策の実施



D 道路施設の適正な維持管理



橋梁の点検状況

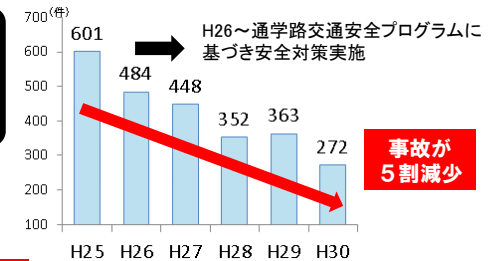
トンネル補修後
(剥落防止対策工)

E. 都市基盤を強化し、持続可能なまちづくりに資する道路・街路整備



交通渋滞の緩和

広島県内の子どもの交通事故発生件数の推移



出典：広島県警察HPより作成

提案

- 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 安全で快適な歩行者等の空間整備推進のための財政措置
- 都市基盤を強化する街路事業の推進

6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化，市街地の分断の解消及び踏切の安全確保を実現し，まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には，長期的に巨額の事業費が必要であるため，着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。



鉄道高架と関連街路の整備イメージ (JR向洋駅付近)

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、整備に向けた取組を支援すること。
2. 広島港・福山港・尾道糸崎港について、福山港箕島・箕沖地区をはじめとした、企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置を行うこと。
3. 広島港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るとともに、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実するため、着実な整備に必要な財政措置を行うこと。

提案箇所一覧

港名	地区名	内容	主な事業効果
広島港	出島地区	・岸壁・泊地(水深14m)の整備 《新規事業化》	海上輸送コスト削減
	宇品地区	・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約12億円/年
	宇品地区	・クルーズ船の受入機能充実に係る岸壁(水深10m)の改良	既存ストックの有効活用等
	五日市地区	・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備	平均旅行速度: 約12km/時 上昇
福山港	箕島地区	・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約20億円/年
	箕沖地区	・岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】	
	本航路 等	・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約76億円/年
尾道糸崎港	機織地区	・泊地(水深7.5m⇒10m化)等の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約18億円/年
厳島港	宮島口地区	・新ターミナル周辺の港湾施設の整備	観光客の利便性向上等

6 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

厳島港

宮島口地区



広島港

五日市地区



宇品地区

出島地区



提案箇所位置図



福山港

箕島地区



箕沖地区

本航路等

尾道糸崎港

機織地区



【提案先省庁：内閣府，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

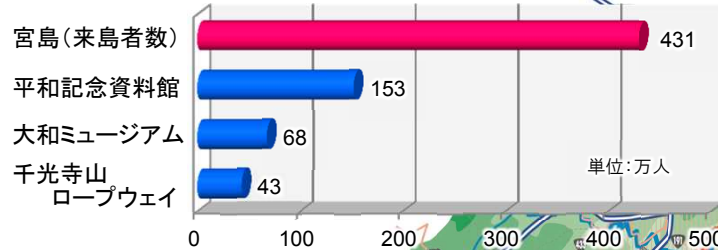
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

施策の背景

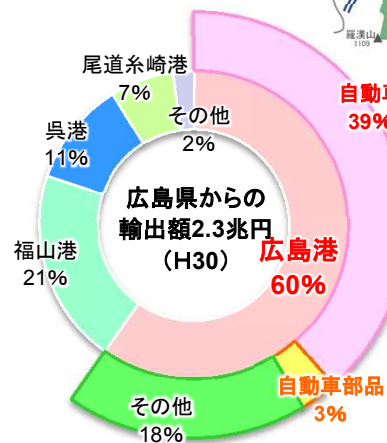
- 広島港・福山港・尾道糸崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

厳島港は観光地「宮島」への玄関口

主要観光地の利用状況(H30)

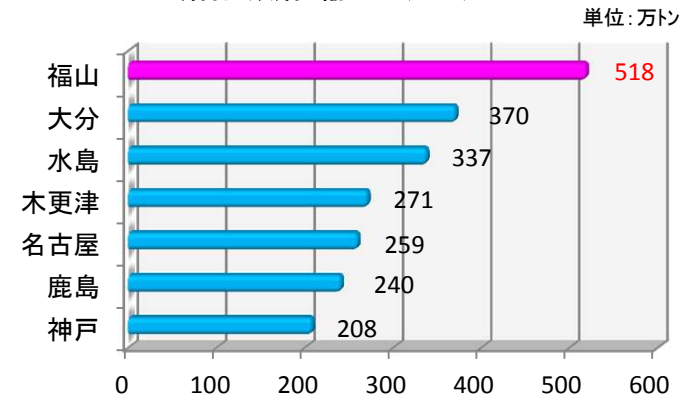


自動車関連輸出を支える広島港

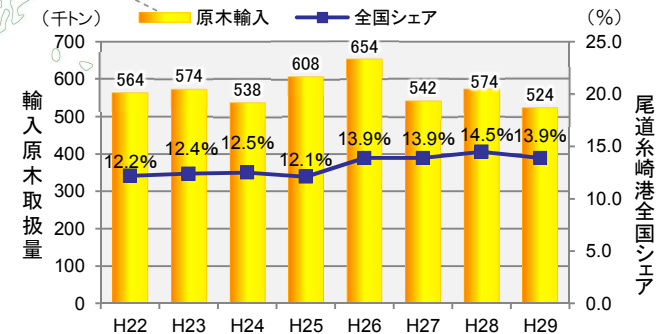


背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港

鋼材+鉄鋼 輸出货量(H29)



尾道糸崎港は全国有数の木材取扱拠点



6 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

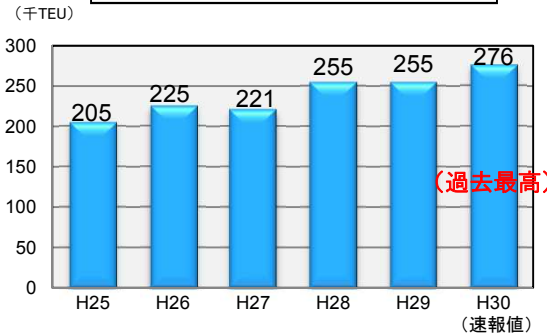
1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

出島地区

国際コンテナ物流の拠点



広島港のコンテナ取扱量の推移



広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、平成30年は過去最高の取扱量を記録した。

広島港湾計画改訂 (H31.3) 広島港利用高度化検討会 (H30.10~)

・コンテナターミナルと一体的に機能する物流関連用地の拡張
「臨海部物流拠点の形成を図る区域」への取り組みを推進。

出島国際コンテナターミナル



広島港の外貨コンテナ定期航路の船型の変化

【平成10年】

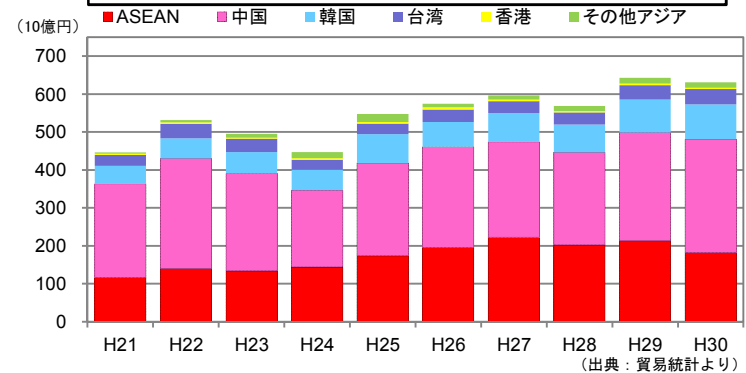
航路	便数 (便/週)	最大船型 (DWT)
韓国航路	7	3,175
中国航路	1	4,713
台湾航路	1	4,528
ニュージーランド航路	0.25 (月1便)	19,389
台湾航路	0.25 (月1~2便)	不明

【令和元年】

航路	便数 (便/週)	最大船型 (DWT)
韓国航路	9	9,157
中国航路	6	11,989
台湾航路	1	6,913
台湾・東南アジア航路	1	11,921
北米航路	0.25 (月1便)	13,139

広島港の外貨コンテナ定期航路は、東南アジア航路をはじめ船型の大型化が進行している。

広島港のアジア取引国別貿易額の推移



広島港のコンテナ貨物の相手国におけるASEANの割合は増加傾向である。

東南アジア諸国等の貨物需要やコンテナ船の大型化に対応するためには、出島地区の拡充が必要

6 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化



立地企業増加への対応



自動車運搬船の大型化への対応



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化

福山港

航路及び泊地 (水深11m⇒水深12m化)

箕島地区

岸壁(水深12m)の整備

箕沖地区

岸壁(水深10m)の延伸

航路及び泊地 (水深10m)の拡張

地域の基幹産業のグローバル化等への対応

輸出貨物の増加 (箕島地区)

鋼材の輸出

造船資機材の輸出

コンテナ船の大型化 (箕沖地区)

第1バース

第2バース

(1バースを超える大型コンテナ船の入港 H28.1~)

2-3 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

福山港

JFEスチール(株)
西日本製鉄所

水島港

福山港本航路

備讃瀬戸北航路

備讃瀬戸南航路

本航路の整備(水深16m⇒水深18m化)

【福山港本航路】
余裕水深緩和・潮位利用緩和

【備讃瀬戸北航路】
余裕水深緩和・潮位利用緩和

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-4 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道糸崎港の航路・泊地整備

尾道糸崎港（機織地区）

泊地
(水深7.5m⇒水深10m化)等



大型の木材運搬船の満載入港への対応（非効率な輸送形態の解消）

減載により喫水を調整し接岸した貨物船

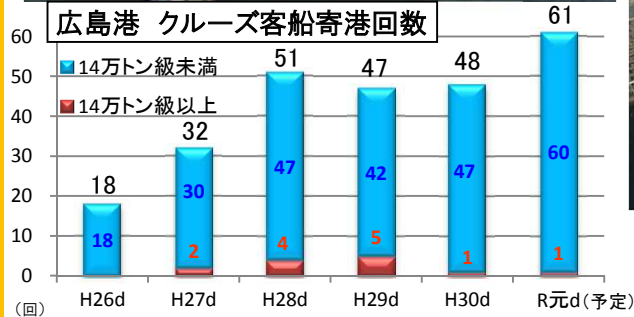


3 観光・交流の拠点となる広島港・厳島港の港湾機能の強化

広島港（宇品地区） 完成イメージ

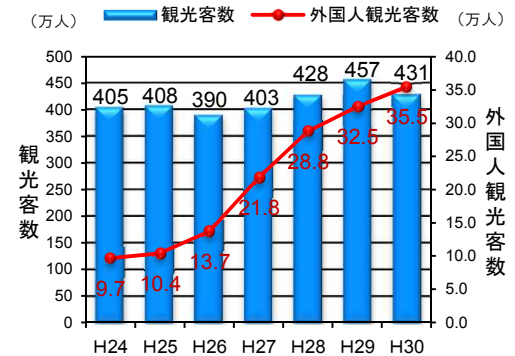


厳島港（宮島口地区）



宮島観光客の推移

外国人観光客の急増



6 社会資本整備の推進

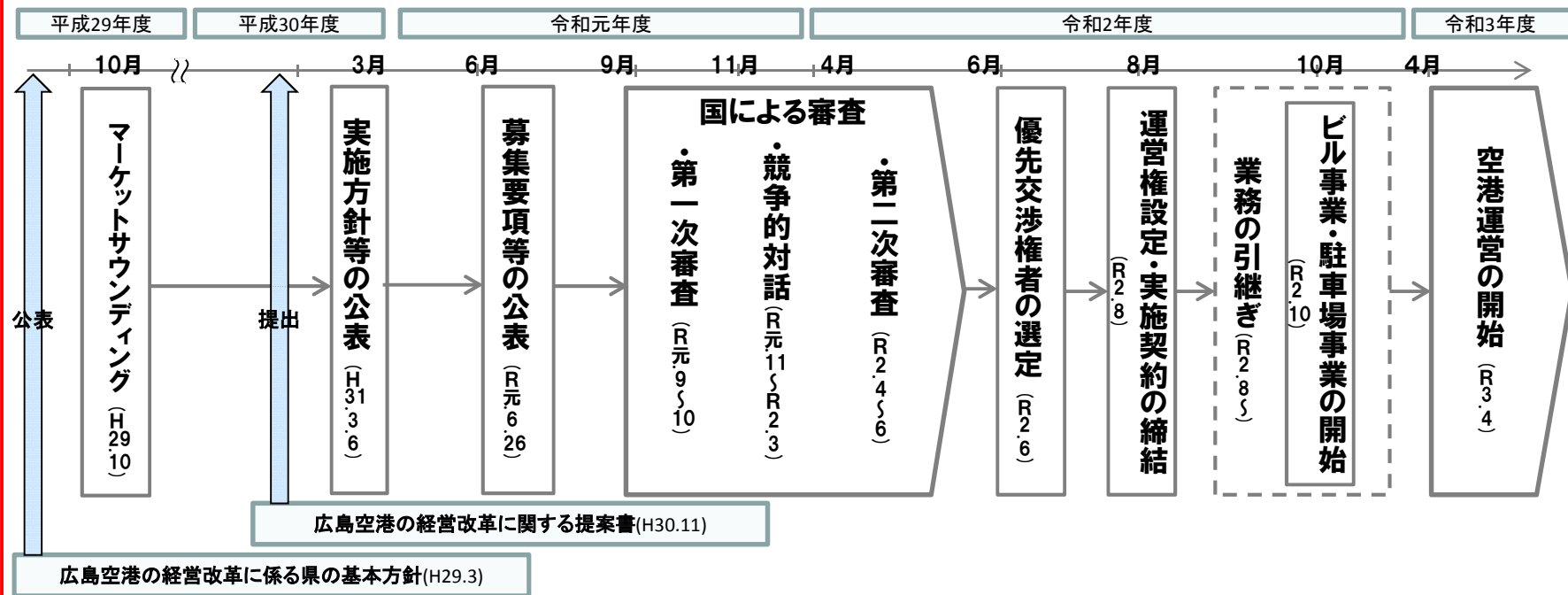
(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

1 広島空港の経営改革の推進

優先交渉権者の選定においては、「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」及び平成30年11月に提出した「広島空港の経営改革に関する提案書」の趣旨を生かすとともに、令和3年4月の運営開始に向けたスケジュールを着実に進めること。

広島空港運営委託に向けた想定スケジュール (令和元年6月現在)



6 社会資本整備の推進

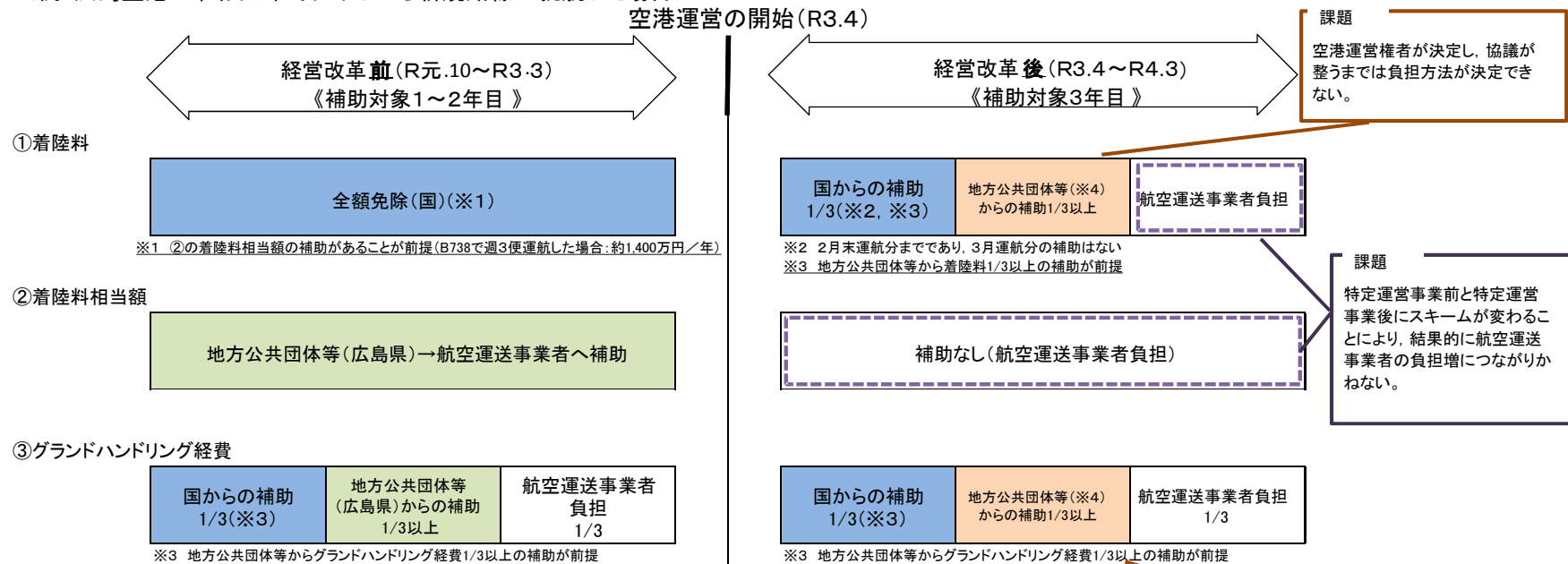
(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

2 経営改革前後における訪日誘客支援空港への補助制度の負担スキームの維持

訪日誘客支援空港への補助制度において、補助対象期間(最大3年間)が、経営改革前後にまたがる新規就航路線又は増便路線については、経営改革後においても、県及び航空運送事業者の負担スキームが変更しないようにすること。

<例: 広島空港に令和元年冬ダイヤから新規路線が就航した場合>



※4 地方公共団体等とは空港の所在する地方公共団体、空港運営権者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの並びに空港法第14条に規定する協議開始の他の協会及びその構成員をいう。

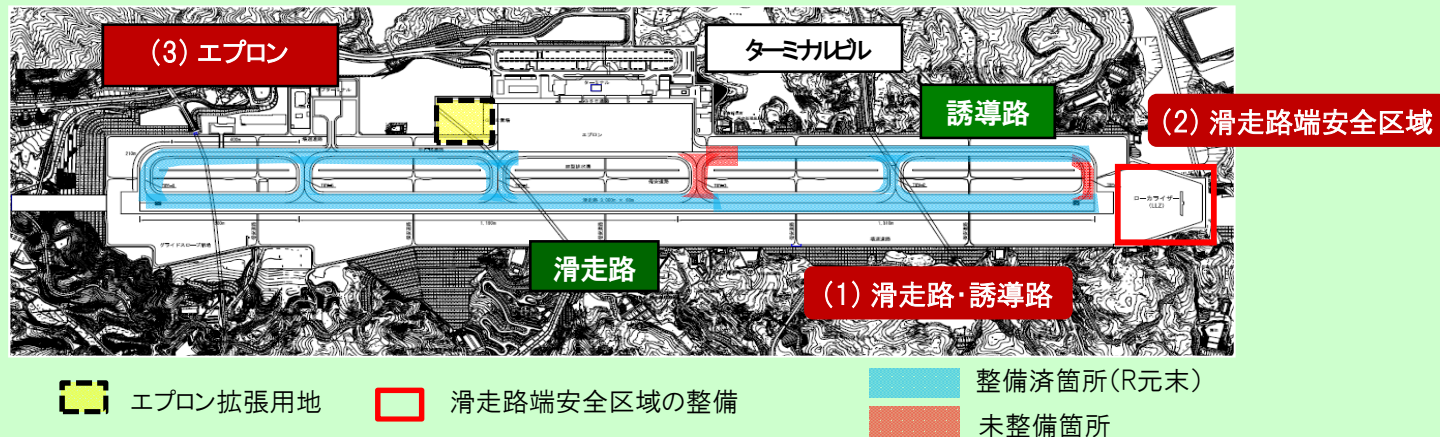
6 社会資本整備の推進

(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

3 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 2020年代初頭での完了に向け、滑走路及び誘導路の計画的な更新・修繕を実施すること。
- (2) 滑走路端安全区域の整備については、早急に整備内容を確定して、空港運営への影響が最小限となるように整備を進めること。
- (3) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンを早急に拡張すること。



【提案先省庁:国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

課題

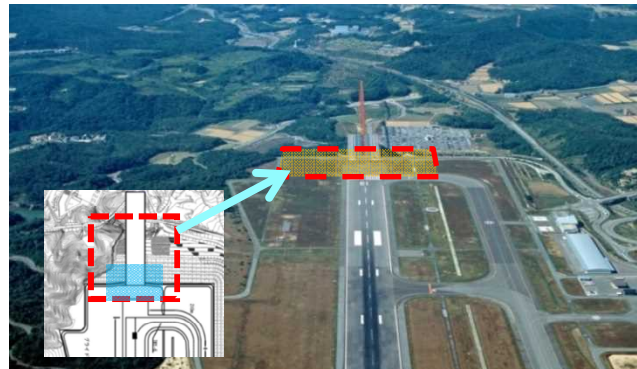
3 (1) 施設設備の老朽化

開港から25年が経過し、引き続き、滑走路・誘導路の計画的な更新・修繕が必要



(2) 滑走路端安全区域の確保

滑走路西側では国内基準の範囲が確保されておらず対応が必要



国内基準

可能な限り用地の確保に努める範囲

- 長さ 240m
- 幅員 着陸帯幅

最小範囲

- 長さ 90m
- 幅員 滑走路幅の2倍

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く、②着陸回数が多い空港であり優先的に整備を進める空港と位置付け
- 国は、滑走路全体を東側に移動させる方針とし、現在、工法検討中
- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める対策が必要

(3) エプロンの拡張

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定された
- 東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、令和3年の経営改革導入に先行して、エプロンの拡張が必要

6 社会資本整備の推進

令和2年度概算要求等の状況

【国土交通省】

◆治水事業(全国枠)	9,608億円(対前年度比119%)
◆海岸事業(全国枠)	297億円(対前年度比119%)
◆道路整備費計(全国枠)※道路環境整備費を含む	1兆7,751億円(対前年度比120%)
うち 直轄事業(全国枠)	1兆5,270億円(対前年度比121%)
補助事業(全国枠)	2,354億円(対前年度比120%)
有料道路事業等(全国枠)	126億円(対前年度比73%)
◆港湾整備事業(全国枠)	2,850億円(対前年度比119%)
◆空港事業(一般空港等)(全国枠)	1,351億円(対前年度比135%)
◆空港経営改革推進事業(全国枠)	4億円(対前年度比67%)
◆社会資本整備総合交付金(全国枠)	1兆36億円(対前年度比120%)
◆防災・安全交付金(全国枠)	1兆2,611億円(対前年度比121%)

【農林水産省】

◆農業農村整備事業(全国枠)	3,917億円(対前年度比122%)
◆治山事業(全国枠)	729億円(対前年度比122%)

【内閣府】

◆地方創生推進交付金(全国枠)	1,200億円(対前年度比120%)
-----------------	--------------------

